

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例 (25)	3
江東区区民体育館条例の一部を改正する条例 (26)	3
江東区特別区税条例の一部を改正する条例 (27)	3
江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (28)	3
江東区立都市公園条例の一部を改正する条例 (29)	4
江東区区民農園条例の一部を改正する条例 (30)	4
江東区立公衆便所条例の一部を改正する条例 (31)	4
江東区事務手数料条例の一部を改正する条例 (32)	5
江東区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 (33)	8
江東区議会委員会条例の一部を改正する条例 (34)	9

◎規 則

江東区総合区民センター条例施行規則の一部を改正する規則 (46)	9
江東区文化センター条例施行規則の一部を改正する規則 (47)	12
江東区地域文化センター条例施行規則の一部を改正する規則 (48)	15
江東区江東公会堂条例施行規則の一部を改正する規則 (49)	18
江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (50)	21
江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則 (51)	21
江東区区民体育館条例施行規則の一部を改正する規則 (52)	21
江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (53)	22

江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (54)	22
江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (55)	22
江東区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (56)	23
江東区震災復興事業の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (57)	23
江東区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (58)	23
江東区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則 (59)	24
江東区私道排水設備助成条例施行規則の一部を改正する規則 (60)	24
江東区みどりの条例施行規則の一部を改正する規則 (61)	27

◎告 示

特定教育・保育施設の確認の辞退について (224)	27
特定教育・保育施設の確認について (225)	27
保管自転車の処分について（令和 6 年 5 月下期） (227)	28
指定介護予防支援事業所を運営する事業者の指定について (229)	28
指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について (231)	28
令和 6 年度補正予算（第 2 号）の公表 (236)	28
令和 6 年東京都告示第 7 2 9 号に係る東京都都市計画都市計画区域に係る関係図書の縦覧について (238)	32
令和元年 1 0 月 1 日江東区告示第 2 7 0 号の一部改正について (239)	32
包括外部監査契約締結の告示について (249)	32
情報公開条例第 3 9 条及び個人情報保護法施行条例施行規則第 2 9 条の規定による公表について (250)	32
保管自転車の処分について（令和 6 年 6 月上旬） (251)	35
豊洲特別出張所の公金収納事務に係る私人委託について (254)	35
公募設置等指針の策定について (256)	36
指定介護予防支援事業所を運営する事業者の指定について (258)	37
保管自転車の処分について（令和 6 年 6 月下期） (260)	37

車両制限令第 3 条第 1 項に定める道路の指定について(263)37

◎告 示 (教)

令和 6 年第 6 回江東区教育委員会定例会の招集(8)38

◎告 示 (選)

令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都知事選挙におけるにおけるポスター掲示場の設置(26)38

令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都議会議員補欠選挙(江東区選挙区)におけるポスター掲示場の設置(27)57

選挙人名簿からの抹消(28)76

選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数(29)76

令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都知事選挙における各投票区の投票所について(30)76

令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都知事選挙における期日前投票所について(31)78

令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について(32)78

令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について(33)78

令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都知事選挙の開票の場所及び日時について(34)78

令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任(35)78

令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都知事選挙における江東区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時について(36)78

選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数(37)78

令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都議会議員補欠選挙における各投票区の投票所について(38)79

令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都議会議員補欠選挙における期日前投票所について(39)81

令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都議会議員補欠選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について(40)81

令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について(41)81

令和 6 年 6 月 20 日付江東区選挙管理委員

会告示第 33 号の一部を改める告示(42)81

令和 6 年 6 月 20 日付江東区選挙管理委員

会告示第 32 号の一部を改める告示(43)81

令和 6 年 6 月 20 日付江東区選挙管理委員

会告示第 33 号及び令和 6 年 6 月 28 日付江東区選挙管理委員会告示第 41 号の一部を改める告示(44)81

◎告 示 (選挙長)

令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都議会議員補欠選挙(江東区選挙区)における選挙立会人のくじを行う場所及び日時について(1)82

令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都議会議員補欠選挙(江東区選挙区)における立候補者の届出について(2)82

◎区 議 会

区議会議決事項(令和 6 年第 2 回定例会)84

条	例
---	---

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月27日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第25号

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年12月江東区条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第2の32の項中「入院に関する情報」の次に「、健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報」を加え、同表33の項中「入院に関する情報」の次に「、健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」を加え、同表35の項中「（平成14年法律第103号）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

江東区区民体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月27日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第26号

江東区区民体育館条例の一部を改正する条例

江東区区民体育館条例（昭和50年3月江東区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「とし、サウナ室の開館時間は、午後1時から午後9時まで」を削る。

第9条中「サウナ室及び」を削る。

別表第2サウナ室の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月27日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第27号

江東区特別区税条例の一部を改正する条例

江東区特別区税条例（昭和39年12月江東区

条例第48号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月27日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第28号

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月江東区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条

第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

江東区立都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 2 9 号

江東区立都市公園条例の一部を改正する条例

江東区立都市公園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 5 令第 6 条第 6 項に規定する場合に関する法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、令第 6 条第 6 項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、当該公園の敷地面積の 1 0 0 分の 1 0 を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第 2 5 条第 1 項中「公園の」次に「全部又は一部の」を加える。

第 2 6 条第 1 項中「ものとする」を「ことができる」に改める。

別表第 4 キャンプ場の項を削り、同表中「若洲公園自動車駐車場」を「仙台堀川公園自動車駐車場」に、「江東区立若洲公園」を「江東区立仙台堀川公園」に改める。

別表第 5 キャンプ場の項を削り、同表中「若洲公園自動車駐車場」を「仙台堀川公園自動車駐車場」に改める。

別表第 6 キャンプ場の項を削り、同表中

「若洲公園 自動車駐 車場」	1 回	普通自動車	5 0 0 円
		大型バス	2, 0 0 0 円

を

「仙台堀川 公園自動 車駐車場」	1 時間	4 0 0 円
------------------------	------	---------

に改め、同表備考 5 及び備考 6 を削り、同表備考 7 中「若洲公園自動車駐車場」を「仙台堀川公園自動車駐車場」に改め、「をいい、大型バスとは、同法第 3 条及び同令第 2 条に定める大型自動車又は中型自動車」を削り、同備考 7 を同表備考 5 とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区民農園条例の一部を改正する条例を公

布する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 3 0 号

江東区民農園条例の一部を改正する条例
江東区民農園条例（平成 1 0 年 3 月江東区条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表江東区城東区民農園の項の次に次のように加える。

江東区砂町区民農園	東京都江東区南砂五丁目 2 4 番 1 1 号先
-----------	-----------------------------

別表第 1 個人用区画の項中

「江東区城東区民農園」

を

「江東区城東区民農園

江東区砂町区民農園」

に、同表団体用区画の項中

「江東区夢の島区民農園」

を

「江東区砂町区民農園

江東区夢の島区民農園」

に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。（準備行為）
- この条例による改正後の江東区民農園条例の規定に基づく江東区砂町区民農園の利用に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

江東区立公衆便所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 3 1 号

江東区立公衆便所条例の一部を改正する条例

江東区立公衆便所条例（昭和 2 8 年 6 月江東区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「同 境川橋際公衆 便所」	同 東砂七丁目 1 8 番 1 0 号
------------------	------------------------

を

「同 砂町区民農園 前公衆便所」	同 東砂七丁目 1 8 番 1 0 号先
---------------------	-------------------------

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月27日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第32号

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

第1条 江東区事務手数料条例（昭和33年3月江東区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第6中91の項を93の項とし、81の項から90の項までを2項ずつ繰り下げ、同表80の項中「（昭和25年政令第338号）」を削り、同項を同表82の項とし、同表79の項の次に次のように加える。

80 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき
81 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき

第2条 江東区事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第6の2の項中「又は附則第4項」を「第1項又は第2項」に、「34,000円」を「39,000円」に、「65,000円」を「76,000円」に、「133,000円」を「149,000円」に、「200,000円」を「225,000円」に、「261,

000円」を「305,000円」に、「337,000円」を「370,000円」に、「460,000円」を「497,000円」に、「20,000円」を「21,000円」に、「46,000円」を「51,000円」に、「100,000円」を「113,000円」に、「185,000円」を「204,000円」に、「307,000円」を「340,000円」に、「415,000円」を「457,000円」に、「521,000円」を「567,000円」に、「737,000円」を「795,000円」に、「131,000円」を「141,000円」に、「199,000円」を「215,000円」に、「292,000円」を「320,000円」に、「348,000円」を「379,000円」に、「525,000円」を「573,000円」に、「599,000円」を「654,000円」に、「746,000円」を「808,000円」に、「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同表3の項中「（同法附則第5項において準用する場合を含む。）」を削り、「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同表4の項中「（同法附則第5項において準用する場合を含む。）及び附則第5項」を削り、同表5の項及び7の項中「（同法附則第5項において準用する場合を含む。）」を削り、同表8の項中「（同法附則第5項において準用する場合を含む。）」を削り、「用紙1枚」を「1通」に改め、同表中93の項を98の項とし、89の項から92の項までを5項ずつ繰り下げ、同表88の項中「9の項」を「14の項」に、「10の項又は11の項」を「15の項又は16の項」に改め、同項を同表93の項とし、同表87の項中「9の項」を「14の項」に、「10の項又は11の項」を「15の項又は16の項」に改め、同項を同表92の項とし、同表中86の項を91の項とし、20の項から85の項までを5項ずつ繰り下げ、同表19の項中「20の項」を「25の項」に改め、同項を同表24の項とし、同表18の項を同表23の項とし、同表17の項中「18の項において」を「23の項において」に、「15の項又は18の項」を「20の項又は23の項」に改め、同項を同表22の項とし、同表16の項を同表21の項とし、同表15の項中「18の項」を「23の項」に改め、同項を同表20の項とし、

同表 14 の項中「17 の項」を「22 の項」に、「15 の項又は 18 の項」を「20 の項又は 23 の項」に改め、同項を同表 19 の項とし、同表 13 の項を同表 18 の項とし、同表 12 の項中「13 の項」を「18 の項」に改め、同項を同表 17 の項とし、同表 11 の項を同表 16 の項とし、同表 10 の項中「11 の項」を「16 の項」に改め、同項を同表 15 の項とし、同表 9 の項中「10 の項又は 11 の項」を「15 の項又は 16 の項」に改め、同項を同表 14 の項とし、同表 8 の項の次に次のように加える。

9 都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 60 条の規定に基づく証明書の交付	証明書 の交付 手数料	1 通につき 900 円	交付申請のとき
10 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 12 条第 1 項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料	1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 切土又は盛土をする土地の面積に応じ次に掲げる額 (1) 500 平方メートル以内のもの 20,000 円 (2) 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの 34,000 円 (3) 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの 54,000 円 (4) 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの 89,000 円 (5) 5,000 平方メートル	許可申請のとき

を超え、10,000 平方メートル以内のもの 123,000 円
(6) 10,000 平方メートルを超え、20,000 平方メートル以内のもの 201,000 円
(7) 20,000 平方メートルを超え、40,000 平方メートル以内のもの 220,000 円
(8) 40,000 平方メートルを超え、70,000 平方メートル以内のもの 275,000 円
(9) 70,000 平方メートルを超え、100,000 平方メートル以内のもの 364,000 円
(10) 100,000 平方メートルを超えるもの 533,000 円
2 土石の堆積を行う場合
土石の堆積をする土地の面積に応じ次に掲げる額
(1) 500 平方メートル以内のもの 18,000 円
(2) 500 平方

		メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 28,000円				00,000平方メートル以内のもの 207,000円 (10) 100,000平方メートルを超えるもの 292,000円	
		(3) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 35,000円					
		(4) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 54,000円					
		(5) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 66,000円					
		(6) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 121,000円					
		(7) 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの 134,000円					
		(8) 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの 163,000円					
		(9) 70,000平方メートルを超え、1					
11	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事に関する計画の変更許可の申請に対する審査		宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事変更許可申請手数料	1	宅地造成又は特定盛土等を行う場合変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が533,000円を超えるときは、その手数料の額は、533,000円とする。 (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ10の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 (2) 新たな土地の切土又は盛	変更申請のとき	

		土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ 10 の項に規定する額 (3) その他の変更については、15,000 円 2 土石の堆積を行う場合 変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 292,000 円を超えるときは、その手数料の額は、292,000 円とする。 (1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（(2) のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（(2) に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ 10 の項に規定			する額に 10 分の 1 を乗じて得た額 (2) 新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ 10 の項に規定する額 (3) その他の変更については、15,000 円	
	12 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）第 88 条の規定に基づく証明書の交付	証明書 の交付 手数料	1 通につき 90 0 円	交付申請 のとき		
	13 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和 6 年東京都条例第 36 号）第 5 条第 3 項に基づく盛土規制法調書の写しの交付	盛土規制 法調書 の写し の交付 手数料	1 通につき 70 0 円	交付申請 のとき		

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 6 年 7 月 31 日から施行する。

江東区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 6 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 33 号

江東区災害弔慰金の支給等に関する条例の

一部を改正する条例

江東区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年 10 月江東区条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「第 14 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項」に改める。

付則第 3 項中「第 14 条第 7 項」を「第 13 条第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 6 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 34 号

江東区議会委員会条例の一部を改正する条例

江東区議会委員会条例（昭和 31 年 9 月江東区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 2 中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）のまん延防止の観点から、委員会の招集場所への委員の参集が困難と判断される実情がある場合には」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規

則

江東区総合区民センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 6 月 17 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 46 号

江東区総合区民センター条例施行規則の一部を改正する規則

江東区総合区民センター条例施行規則（昭和 54 年 3 月江東区規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び第 3 項中「施設利用承認書・領収書」を「総合区民センター施設利用承認書・領収書」に改める。

第 4 条第 1 項中「施設利用承認書・領収書」を「総合区民センター施設利用承認書・領収書」に改め、同条第 4 項中「施設利用変更承認書・領収書」を「総合区民センター施設利用変更承認書・領収書」に改める。

第 8 条第 2 項中「施設利用承認書・領収書」を「総合区民センター施設利用承認書・領収書」に改め、同条第 3 項中「施設利用変更承認書・領収書」を「総合区民センター施設利用変更承認書・領収書」に改める。

別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 3 条、第 4 条、第 8 条関係)

総合区民センター施設利用承認書・領収書 (控)

様

受 付 第 号
(承認日) 年 月 日
(入金日) 年 月 日

以下のとおり利用承認します。

No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

上記の金額を領収いたしました。

利用者番号

利用料金計	
うち消費税 (%)	
領収番号	

(指定管理者)

登録番号: T

総合区民センター施設利用承認書・領収書

様

受 付 第 号
(承認日) 年 月 日
(入金日) 年 月 日
(指定管理者)

以下のとおり利用承認します。

No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

上記の金額を領収いたしました。

利用者番号

利用料金計	
うち消費税 (%)	
領収番号	

(指定管理者)

登録番号: T

別記第 4 号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第4条、第8条関係)

総合区民センター施設利用変更承認書・領収書(控)

様

受 付 第 号
(変更承認日) 年 月 日

以下のとおり利用変更を承認します。

	No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
変更前	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
変更後	1					
	2					
	3					
	4					
	5					

右記の金額を領収いたしました。

領収金額	
うち消費税(%)	
利用者番号	

(指定管理者)

登録番号: T

総合区民センター施設利用変更承認書・領収書

様

受 付 第 号
(変更承認日) 年 月 日
(指定管理者)

以下のとおり利用変更を承認します。

	No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
変更前	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
変更後	1					
	2					
	3					
	4					
	5					

右記の金額を領収いたしました。

領収金額	
うち消費税(%)	
利用者番号	

(指定管理者)

登録番号: T

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 6 月 1 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 4 7 号

江東区文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

江東区文化センター条例施行規則（昭和 5 7 年 4 月江東区規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び第 3 項中「施設利用承認書・領収書」を「文化センター施設利用承認書・領収書」に改める。

第 4 条第 1 項中「施設利用承認書・領収書」を「文化センター施設利用承認書・領収書」に改め、同条第 4 項中「施設利用変更承認書・領収書」を「文化センター施設利用変更承認書・領収書」に改める。

第 1 0 条第 2 項中「施設利用承認書・領収書」を「文化センター施設利用承認書・領収書」に改め、同条第 3 項中「施設利用変更承認書・領収書」を「文化センター施設利用変更承認書・領収書」に改める。

別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 3 条、第 4 条、第 10 条関係)

文化センター施設利用承認書・領収書 (控)

様

受 付 第	号
(承認日)	年 月 日
(入金日)	年 月 日

以下のとおり利用承認します。

No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

上記の金額を領収いたしました。

利用者番号

利用料金計	
うち消費税 (%)	
領収番号	

(指定管理者)

登録番号: T

文化センター施設利用承認書・領収書

様

受 付 第	号
(承認日)	年 月 日
(入金日)	年 月 日

(指定管理者)

以下のとおり利用承認します。

No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

上記の金額を領収いたしました。

利用者番号

利用料金計	
うち消費税 (%)	
領収番号	

(指定管理者)

登録番号: T

別記第 4 号様式を次のように改める。

別記第 4 号様式 (第 4 条、第 10 条関係)

文化センター施設利用変更承認書・領収書 (控)

様

受 付 第 号
(変更承認日) 年 月 日

以下のとおり利用変更を承認します。

	No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
変更前	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
変更後	1					
	2					
	3					
	4					
	5					

右記の金額を領収いたしました。

領収金額	
うち消費税 (%)	
利用者番号	

(指定管理者)

登録番号: T

文化センター施設利用変更承認書・領収書

様

受 付 第 号
(変更承認日) 年 月 日
(指定管理者)

以下のとおり利用変更を承認します。

	No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
変更前	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
変更後	1					
	2					
	3					
	4					
	5					

右記の金額を領収いたしました。

領収金額	
うち消費税 (%)	
利用者番号	

(指定管理者)

登録番号: T

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区地域文化センター条例施行規則の一部を
改正する規則を公布する。

令和 6 年 6 月 1 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 4 8 号

江東区地域文化センター条例施行規則の一
部を改正する規則

江東区地域文化センター条例施行規則（昭和 6
2 年 4 月江東区規則第 2 9 号）の一部を次のよう
に改正する。

別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 3 条、第 4 条、第 10 条関係)

(施設名) 施設利用承認書・領収書 (控)

様

受 付 第

(承認日)

年

月

号

日

(入金日)

年

月

日

以下のとおり利用承認します。

No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

上記の金額を領収いたしました。

利用者番号

(指定管理者)

登録番号: T

利用料金計	
うち消費税 (%)	
領収番号	

(施設名) 施設利用承認書・領収書

様

受 付 第

(承認日)

年

月

号

日

(入金日)

年

月

日

(指定管理者)

以下のとおり利用承認します。

No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

上記の金額を領収いたしました。

利用者番号

(指定管理者)

登録番号: T

利用料金計	
うち消費税 (%)	
領収番号	

別記第 4 号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第4条、第10条関係)

(施設名) 施設利用変更承認書・領収書(控)

様

受 付 第 号
(変更承認日) 年 月 日

以下のとおり利用変更を承認します。

	No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
変 更 前	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
変 更 後	1					
	2					
	3					
	4					
	5					

右記の金額を領収いたしました。

領収金額	
うち消費税(%)	
利用者番号	

(指定管理者)

登録番号: T

(施設名) 施設利用変更承認書・領収書

様

受 付 第 号
(変更承認日) 年 月 日
(指定管理者)

以下のとおり利用変更を承認します。

	No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
変 更 前	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
変 更 後	1					
	2					
	3					
	4					
	5					

右記の金額を領収いたしました。

領収金額	
うち消費税(%)	
利用者番号	

(指定管理者)

登録番号: T

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区江東公会堂条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 6 月 1 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 4 9 号

江東区江東公会堂条例施行規則の一部を改正する規則

江東区江東公会堂条例施行規則（昭和 4 7 年 1 0 月江東区規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項及び第 3 項中「施設利用承認書・領収書」を「江東公会堂施設利用承認書・領収書」に改める。

第 5 条第 1 項中「施設利用承認書・領収書」を「江東公会堂施設利用承認書・領収書」に改め、同条第 4 項中「施設利用変更承認書・領収書」を「江東公会堂施設利用変更承認書・領収書」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「施設利用承認書・領収書」を「江東公会堂施設利用承認書・領収書」に改め、同条第 3 項中「施設利用変更承認書・領収書」を「江東公会堂施設利用変更承認書・領収書」に改める。

別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第4条、第5条、第11条関係)

江東公会堂施設利用承認書・領収書(控)

様

受 付 第	号
(承認日)	年 月 日
(入金日)	年 月 日

以下のとおり利用承認します。

No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

上記の金額を領収いたしました。

利用者番号

利用料金計	
うち消費税(%)	
領収番号	

(指定管理者)

登録番号: T

江東公会堂施設利用承認書・領収書

様

受 付 第	号
(承認日)	年 月 日
(入金日)	年 月 日

(指定管理者)

以下のとおり利用承認します。

No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

上記の金額を領収いたしました。

利用者番号

利用料金計	
うち消費税(%)	
領収番号	

(指定管理者)

登録番号: T

別記第4号様式を次のように改める。

別記第 4 号様式 (第 5 条、第 11 条関係)

江東公会堂施設利用変更承認書・領収書 (控)

様

受 付 第 号
(変更承認日) 年 月 日

以下のとおり利用変更を承認します。

	No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
変更前	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
変更後	1					
	2					
	3					
	4					
	5					

右記の金額を領収いたしました。

領収金額	
うち消費税 (%)	
利用者番号	

(指定管理者)

登録番号: T

江東公会堂施設利用変更承認書・領収書

様

受 付 第 号
(変更承認日) 年 月 日
(指定管理者)

以下のとおり利用変更を承認します。

	No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
変更前	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
変更後	1					
	2					
	3					
	4					
	5					

右記の金額を領収いたしました。

領収金額	
うち消費税 (%)	
利用者番号	

(指定管理者)

登録番号: T

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 5 0 号

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成 2 7 年 1 2 月江東区規則第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 3 2 の部生活保護法第 2 6 条の保護の停止又は廃止に関する事務の項の次に次のように加える。

生活保護法第 5 5 条の 8 の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務	要保護者等に係る健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）第 1 7 条第 1 項又は第 1 9 条の 2 の健康増進事業の実施に関する情報
--	---

別表第 2 の 3 3 の部外国人生活保護に係る生活保護法第 2 6 条の保護の停止又は廃止に関する事務の項の次に次のように加える。

外国人生活保護に係る生活保護法第 5 5 条の 8 の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務	外国人要保護者等に係る健康増進法第 1 7 条第 1 項又は第 1 9 条の 2 の健康増進事業の実施に関する情報
--	---

別表第 2 の 3 5 の項中「（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）」を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 5 1 号

江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

江東区児童育成手当条例施行規則（昭和 4 6 年 1 0 月江東区規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 1 0 条第 1 項」の次に「又

は第 1 0 条の 2」を加える。

別記第 9 号様式中

性 別	生 年 月 日
-----	---------

を

生 年 月 日

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（準備行為）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区児童育成手当条例施行規則の別記第 9 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区区民体育館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 5 2 号

江東区区民体育館条例施行規則の一部を改正する規則

江東区区民体育館条例施行規則（平成 2 1 年 3 月江東区規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「、別記第 4 号様式又は別記第 5 号様式」を「又は別記第 4 号様式」に、「別記第 6 号様式」を「別記第 5 号様式」に、「別記第 7 号様式」を「別記第 6 号様式」に改める。

第 5 条第 1 項中「別記第 8 号様式」を「別記第 7 号様式」に改め、同条第 2 項中「別記第 9 号様式」を「別記第 8 号様式」に改める。

第 9 条第 2 項第 1 号中「及びサウナ室」を削り、同条第 5 項中「別記第 1 0 号様式」を「別記第 9 号様式」に改める。

第 1 0 条第 2 項中「別記第 1 1 号様式」を「別記第 1 0 号様式」に改める。

第 1 2 条中「別記第 1 2 号様式」を「別記第 1 1 号様式」に改める。

別記第 5 号様式を削り、別記第 6 号様式を別記第 5 号様式とし、別記第 7 号様式から別記第 1 2 号様式までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前

の江東区区民体育館条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 6 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 5 3 号

江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成 18 年 6 月江東区規則第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項の」を「法第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定による」に、「別記第 2 号様式」を「別記第 1 号様式」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

第 3 条及び第 4 条を削る。

第 5 条中「別記第 7 号様式」を「別記第 2 号様式」に改め、同条を第 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（指定の更新）

第 4 条 第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定は、法第 78 条の 12 又は第 115 条の 21 において準用する法第 70 条の 2 の規定による指定の更新の申請について準用する。

第 6 条を削り、第 7 条を第 5 条とし、第 8 条を第 6 条とする。

第 9 条を削り、第 10 条を第 7 条とする。

別記第 1 号様式を削る。

別記第 2 号様式を別記第 1 号様式とする。

別記第 3 号様式から別記第 6 号様式までを削る。

別記第 7 号様式中「第 5 条」を「第 3 条」に改め、同様式を別記第 2 号様式とする。

別記第 8 号様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の別記様式による用紙で、現に残

存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 6 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 5 4 号

江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成 30 年 3 月江東区規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項の」を「法第 79 条第 1 項の規定による」に、「別記第 2 号様式」を「別記第 1 号様式」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

第 3 条を削る。

第 4 条中「別記第 6 号様式」を「別記第 2 号様式」に改め、同条を第 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（指定の更新）

第 4 条 第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定は、法第 79 条の 2 の規定による指定の更新の申請について準用する。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条を削り、第 9 条を第 7 条とする。

別記第 1 号様式を削る。

別記第 2 号様式を別記第 1 号様式とする。

別記第 3 号様式から別記第 5 号様式までを削る。

別記第 6 号様式中「第 4 条」を「第 3 条」に改め、同様式を別記第 2 号様式とする。

別記第 7 号様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 6 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 5 5 号

江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成 1 8 年 6 月江東区規則第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項の」を「法第 1 1 5 条の 2 2 第 1 項の規定による」に、「別記第 2 号様式」を「別記第 1 号様式」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

第 3 条を削る。

第 4 条中「別記第 7 号様式」を「別記第 2 号様式」に改め、同条を第 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（指定の更新）

第 4 条 第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定は、法第 1 1 5 条の 3 1 において準用する法第 7 0 条の 2 の規定による指定の更新の申請について準用する。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条中「別記第 9 号様式」を「別記第 3 号様式」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条を削り、第 1 0 条を第 8 条とする。

別記第 1 号様式を削る。

別記第 2 号様式を別記第 1 号様式とする。

別記第 3 号様式から別記第 6 号様式までを削る。

別記第 7 号様式中「第 5 条」を「第 3 条」に改め、同様式を別記第 2 号様式とする。

別記第 8 号様式を削る。

別記第 9 号様式中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同様式を別記第 3 号様式とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 5 6 号

江東区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

江東区災害対策本部条例施行規則（昭和 4 0 年 7 月江東区規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「、選挙管理委員会事務局長」を削る。

第 6 条第 1 項第 1 号中「及び教育委員会事務局庶務課長」を「、教育委員会事務局庶務課長及び選挙管理委員会事務局長」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 災害時要配慮者担当課長

別表健康部の項中

「班長 保健予防課長」

を

「班長 保健予防課長

補佐 調整担当課長」

に改め、同表土木部の項中

「部長 土木部長」

を

「部長 土木部長

補佐 土木技術担当部長」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区震災復興事業の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 5 7 号

江東区震災復興事業の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区震災復興事業の推進に関する条例施行規則（平成 2 5 年 3 月江東区規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「、選挙管理委員会事務局長」を削り、「及び被災者支援担当部長」を「、被災者支援担当部長及び健康部次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 5 8 号

江東区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 49 年 10 月江東区規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「第 14 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項」に、「第 6 条第 3 項」を「第 11 条第 3 項」に改める。

付則第 3 項中「第 9 条」を「第 14 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 7 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 59 号

江東区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則

（江東区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第 1 条 江東区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年 9 月江東区規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項各号列記以外の部分中「なかつた」を「なかった」に、「記載し、主宰者がこれに記名押印」を「記載」に改め、同項第 5 号中「しなかつた」を「しなかった」に改め、同項第 6 号中「行つた」を「行った」に改める。

第 15 条中「は、」を「には、」に、「記載し、主宰者がこれに記名押印」を「記載」に改める。

第 19 条第 1 項中「作成し、これに記名押印」を「作成」に改める。

（江東区長等の事務引継規則の一部改正）

第 2 条 江東区長等の事務引継規則（平成 19 年 3 月江東区規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

（江東区文書管理規則の一部改正）

第 3 条 江東区文書管理規則（平成 13 年 10 月江東区規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 3 項及び第 4 項の表並びに第 14 条第 2 項の表中「受領印を押させた」を「受領した職員名を記載させた」に改める。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「受領

印」を「受領者」に改める。

別記第 3 号様式及び別記第 4 号様式中「受領」を「受領者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区私道排水設備助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 7 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 60 号

江東区私道排水設備助成条例施行規則の一部を改正する規則

江東区私道排水設備助成条例施行規則（昭和 57 年 7 月江東区規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

種別	形状	寸法	単位	単価（円）		備考
				一般工事	工事困難	
排水本管	内径 150mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	39,821		深さは、人孔間の平均深さとする。
		深さ 1.00m以上		49,088		
	内径 200mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	41,843		
		深さ 1.00m以上 1.40m未満		51,110		
		深さ 1.40m以上 1.80m未満		86,869	100,373	
		深さ 1.80m以上 2.20m未満		105,336	118,954	
		深さ 2.20m以上 2.60m未満		141,790	155,694	
		深さ 2.60m以上		153,921	167,825	
	内径 250mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	52,280		
		深さ 1.00m以上 1.40m未満		63,864		
		深さ 1.40m以上 1.80m未満		93,644	107,537	
		深さ 1.80m以上 2.20m未満		112,718	126,670	
		深さ 2.20m以上 2.60m未満		149,723	164,017	
		深さ 2.60m以上 3.00m未満		162,461	183,821	
	内径 300mm ・塩化ビニル	深さ 3.00m以上 3.40m未満		180,459		
		深さ 1.40m未満	m	75,348		
		深さ 1.40m以上 1.80m未満		106,285	121,691	
		深さ 1.80m以上 2.20m未満		126,572	142,150	
		深さ 2.20m以上 2.60m未満		164,868	180,732	
		深さ 2.60m以上 3.00m未満		178,764	201,822	
	内径 350mm ・塩化ビニル	深さ 3.00m以上 3.40m未満		197,991		
		深さ 1.80m未満	m	114,539	130,752	
		深さ 1.80m以上 2.20m未満		135,191	151,535	
		深さ 2.20m以上 2.60m未満		172,158	188,788	
		深さ 2.60m以上 3.00m未満		187,527	205,072	
		深さ 3.00m以上 3.40m未満		209,775		
取付管	内径 150mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	33,901		深さは、排水本管（人孔間）の平均土被りとする。
		深さ 1.00m以上 1.40m未満		36,355		
		深さ 1.40m以上		39,303		
管防護	内径 200mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	41,697		
		深さ 1.00m以上 1.40m未満		44,151		
		深さ 1.40m以上		47,098		
管防護	内径 250mm ・塩化ビニル		m	18,880		
				19,701		
				21,922		
				22,493		
人孔	矩形人孔 内径 60cm×90cm	深さ 1.00m未満	箇所	637,098		
		深さ 1.00m以上 1.20m未満		739,904	745,284	
		深さ 1.20m以上 1.40m未満		797,187	802,568	
		深さ 1.40m以上 1.60m未満		859,723	865,103	
		深さ 1.60m以上 2.00m未満		963,173	969,153	
		深さ 2.00m以上		1,127,693	1,136,663	
	円形人孔 内径 70cm	深さ 1.00m未満	箇所	348,593		
		深さ 1.00m以上 1.20m未満		373,966		
		深さ 1.20m以上		431,624	434,614	

		円形人孔 内径 90cm	深さ 1.20m未満 深さ 1.20m以上 1.40m未満 深さ 1.40m以上 1.60m未満 深さ 1.60m以上 2.00m未満 深さ 2.00m以上 2.40m未満 深さ 2.40m以上 2.80m未満 深さ 2.80m以上 3.20m未満	箇所	649,527 738,778 799,416 941,954 1,057,682 1,190,539 1,347,322	743,560 804,199 948,532 1,067,847 1,213,860 1,370,643	
	副 管	内径 200mm ・塩化ビニル	高さ 1.00m未満 高さ 1.00m以上 1.50m未満 高さ 1.50m以上 2.00m未満 高さ 2.00m以上	箇所	268,458 294,139 331,712 355,618		
汚 水 ま す	内径 35cm L形ます 丸形ます			箇所	114,442 130,021		
		内径 50cm L形ます 丸形ます	深さ 1.00m未満 深さ 1.00m以上 深さ 1.00m未満 深さ 1.00m以上	箇所	119,497 147,168 136,296 163,967		
	内径 70cm			箇所	398,713		
雨 水 ま す	内径 35cm	1 枚蓋 (深さ 0.80m) 2 枚蓋 (深さ 1.00m)		箇所	107,548 177,003		
	内径 50cm	1 枚蓋 (深さ 0.80m) 2 枚蓋 (深さ 1.00m)		箇所	118,346 187,800		
格 子 蓋 雨 水 ま す	内径 50cm (標準型)			箇所	134,011		
	内径 35cm (角型)			箇所	109,952		
L 型 側 溝	250B 300B			m	20,200 20,854		
L 型 側 溝 コ ン ク リ ー ト 基 礎	250B 300B			m	8,378 9,012		
試 験 堀	A 形 (2.0m × 1.0m × 1.5m) B 形 (1.5m × 0.7m × 1.3m) C 形 (1.0m × 0.7m × 1.0m)			箇所	148,911 43,960 21,979		
障 害 物 切 廻 し				式	東京都水道局 (水道 管)、東京瓦斯株式会社 (ガス管)等の発行する 領収書記載金額の 100 分 の 90 以内		

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

江東区みどりの条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 7 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 6 1 号

江東区みどりの条例施行規則の一部を改正する規則

江東区みどりの条例施行規則（平成 1 2 年 3 月江東区規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 8 建築行為等に係る敷地における既存の樹木等を残す建築行為等を行う場合の緑化の面積の算定は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

告

示

◎江東区告示第 2 2 4 号

特定教育・保育施設の確認の辞退について

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 3 6 条の規定に基づき、特定教育・保育施設に係る法第 2 7 条第 1 項の確認の辞退があったので、法第 4 1 条第 2 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 6 日

江東区長 大久保 朋 果

記

設置者名	施設名	所在地	辞退年月日	施設の種類
ライフサート株式会社	ゆらりん豊洲フロント保育園	江東区豊洲 3 - 2 - 2 0 - 1 0 6	令和 6 年 3 月 3 1 日	保育所
ライフサート株式会社	ゆらりん豊四保育園	江東区豊洲 4 - 1 0 - 1 - 1 0 6	令和 6 年 3 月 3 1 日	保育所

◎江東区告示第 2 2 5 号

特定教育・保育施設の確認について

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 3 1 条第 1 項の規定に基づき、特定教育・保育施設に係る法第 2 7 条第 1 項の確認を行ったので、法第 4 1 条第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 6 日

江東区長 大久保 朋 果

記

設置者名	施設名	所在地	確認年月日	施設の種類
A I A I C h i l d c a r e 株式会社	A I A I N U R S E R Y 千田	江東区千田 1 8 番 8 号	令和 6 年 4 月 1 日	保育所

ミ ア ヘ サ 株 式 社	ミ ア ヘ ル サ 保 育 園 ゆ ら り ん 豊 洲 フ ロ ン ト	江 東 区 豊 洲 三 丁 目 2 番 2 0 号 豊 洲 フ ロ ン ト 1 0 6	令 和 6 年 4 月 1 日	保育所
ミ ア ヘ サ 株 式 社	ミ ア ヘ ル サ 保 育 園 ゆ ら り ん 豊 四	江 東 区 豊 洲 四 丁 目 1 0 番 1 - 1 0 6 号	令 和 6 年 4 月 1 日	保育所

◎江東区告示第 2 2 7 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 6 年 6 月 7 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 2 2 9 号

介護保険法第 1 1 5 条の 2 2 第 1 項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 1 1 5 条の 3 0 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 1 0 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 5 7 5 4
- 2 事業所の名称及び所在地
ももたろうケア
東京都江東区毛利 1 - 9 - 3
豊徳ビル 4 0 1
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社バルーン
東京都江東区毛利 1 - 1 2 - 1 0 - 1 3 0
6
代表取締役 原 法子
- 4 指定年月日
令和 6 年 6 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

◎江東区告示第 2 3 1 号

介護保険法第 7 8 条の 2 第 1 項及び第 1 1 5 条の 1 2 第 1 項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 及び第 1 1 5 条の 2 0 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 1 0 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 9 0 8 0 0 7 1 0
- 2 事業所の名称及び所在地
グループホームむつみ園
江東区深川 2 - 1 4 - 9
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
社会福祉法人むつみ会
江東区深川 2 - 1 - 1 2
理事長 日比野 正憲
- 4 指定年月日
令和 6 年 6 月 1 日
- 5 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

◎江東区告示第 2 3 6 号

令和 6 年 6 月 1 4 日、江東区議会の議決を経た、令和 6 年度補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 1 4 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 令和 6 年度江東区一般会計補正予算（第 2 号）

令和6年度江東区一般会計補正予算（第2号）

令和6年度江東区一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,527,000千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262,025,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国 庫 支 出 金	42,309,309	616,500	42,925,809
	2 国 庫 補 助 金	5,458,258	616,500	6,074,758
15	都 支 出 金	26,058,711	6,508,935	32,567,646
	2 都 補 助 金	11,798,796	6,486,907	18,285,703
	3 都 委 託 金	3,382,132	22,028	3,404,160
18	繰 入 金	19,388,051	401,565	19,789,616
	1 基 金 繰 入 金	19,388,051	401,565	19,789,616
	歳 入 合 計	254,498,000	7,527,000	262,025,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総 務 費	31,044,262	96,470	31,140,732
	1 総 務 管 理 費	19,947,929	53,498	20,001,427
	4 選 挙 費	547,326	22,028	569,354
	6 地 域 振 興 費	7,288,152	20,944	7,309,096
3	民 生 費	116,475,533	6,425,793	122,901,326
	1 社 会 福 祉 費	26,267,351	6,175,168	32,442,519
	2 高 齢 者 福 祉 費	7,548,629	77,542	7,626,171
	3 児 童 福 祉 費	61,735,545	173,083	61,908,628
4	衛 生 費	22,152,057	933,702	23,085,759
	3 公 衆 衛 生 費	7,684,854	933,702	8,618,556
5	産 業 経 済 費	3,306,478	14,664	3,321,142
	1 商 工 費	3,306,478	14,664	3,321,142
6	土 木 費	23,262,892	25,482	23,288,374
	1 土 木 管 理 費	1,617,084	16,478	1,633,562
	3 河 川 費	3,170,759	4,319	3,175,078
	4 公 園 費	3,811,016	4,685	3,815,701
7	教 育 費	41,022,135	30,889	41,053,024
	5 幼 稚 園 費	1,761,190	30,889	1,792,079
歳 出 合 計		254,498,000	7,527,000	262,025,000

◎江東区告示第 2 3 8 号

令和 6 年 6 月 1 7 日付東京都告示第 7 2 9 号に係る東京都市計画都市高速鉄道の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 1 7 日

江東区長 大久保 朋 果

記

縦覧場所	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区役所都市整備部都市計画 (庁舎 5 階)
------	--

◎江東区告示第 2 3 9 号

令和元年 1 0 月 1 日江東区告示第 2 7 0 号（特定子ども・子育て支援施設等の確認について）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 1 7 日

江東区長 大久保 朋 果

別紙の表中「ラーニングトゥリー木場キャンパス」を「ラーニングトゥリーインターナショナルスクール木場キャンパス」に、「江東区木場 5 - 6 - 3 0」を「江東区木場 2 - 1 7 - 1 3」に改める。

◎江東区告示第 2 4 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 7 第 2 項の規定に基づく包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第 2 5 2 条の 3 6 第 6 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 契約の相手方 千葉県松戸市六実四丁目 8 番
4 - 2 0 5 号
公認会計士 天野 修
- 2 契約の始期 令和 6 年 6 月 2 7 日
- 3 費用の算定方法 8 9 3 万 2 , 0 0 0 円を上限とし、基本費用及び執務費用を合算した額とする。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告書提出後に一括払とし、必要があると認めるときは、一部前払とすることができる。

◎江東区告示第 2 5 0 号

江東区情報公開条例（平成 1 3 年 3 月江東区条例第 3 号）第 3 9 条の規定により令和 5 年度における公文書の開示等の実施状況について、江東区

個人情報保護の保護に関する法律施行条例施行規則（令和 5 年 3 月江東区規則第 3 号）第 2 9 条及び江東区議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年 3 月江東区条例第 2 5 号）第 5 1 条の規定により同年度における個人情報保護制度の運用状況について、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 6 月 2 8 日

江東区長 大久保 朋 果

江東区情報公開条例第39条に基づく実施状況の公表

令和6年3月31日 現在

1 総括状況

(単位:件)

区分	処理状況	請求件数	開示可否の決定件数				取下げ
			開示	部分開示	不開示A	不開示B	
公文書開示請求		342	190	127	12	7	336
(前年度件数)		(288)	(181)	(91)	(7)	(5)	(284)
情報提供申出		3,480	3,480	—	—	—	3,480
(前年度件数)		(3,736)	(3,736)	—	—	—	(3,736)
合 計		3,822	3,670	127	12	7	3,816
(前年度件数)		(4,024)	(3,917)	(91)	(7)	(5)	(4,020)

(注1) 不開示Aは、文書不存在による全部不開示の件数。

不開示Bは、対象文書を保有していないこと(文書不存在)以外の事由による全部不開示及び存否応答拒否の件数。

(注2) 決定に対する審査請求 0 件

2 実施機関別内訳

(単位:件)

処理状況 区分		公文書開示請求					情報提供 申出	
		請求件数	開示可否の決定件数					取下げ
			開示	部分開示	不開示A	不開示B		
区長		235	138	81	7	5	4	3,480
政策経営部		10	2	6	1	1	0	3
総務部		70	33	28	5	4	0	0
地域振興部		8	1	5	0	0	2	13
区民部		9	0	9	0	0	0	0
福祉部		0	0	0	0	0	0	0
障害福祉部		0	0	0	0	0	0	0
生活支援部		3	1	2	0	0	0	0
健康部		20	16	4	0	0	0	489
こども未来部		10	3	4	1	0	2	2
環境清掃部		7	2	5	0	0	0	11
都市整備部		14	4	10	0	0	0	2,821
土木部		84	76	8	0	0	0	141
会計管理室		0	0	0	0	0	0	0
教育委員会		63	35	19	5	2	2	0
選挙管理委員会		36	12	24	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0
区議会		8	5	3	0	0	0	0
合 計		342	190	127	12	7	6	3,480

3 不開示等理由の内訳

(単位:件)

不開示・部分開示理由	根拠規定	該当件数
個人情報	7条1号	85
匿名加工情報	7条2号	0
法人等情報	7条3号	52
社会的支障情報	7条4号	37
審議等情報	7条5号	2
行政運営情報	7条6号	32
存否応答拒否	10条	3
文書不存在	11条2項	36
他制度による調整	18条	0
適用除外	附則3項	0

(注) 該当件数の重複あり。

4 開示請求者の内訳

(単位:件)

請求者区分	件数
区 内	個人 80
	団 体 129
区 外	個人 59
	団 体 74

江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則第29条及び江東区議会の個人情報の保護に関する条例第51条に基づく運用状況の公表

令和6年3月31日 現在

(単位:件)

1 総括状況

区分	処理状況	請求件数	開示可否の決定件数					取下げ
			開示	部分開示	不開示A	不開示B	計	
開 示 請 求		180	116	39	24	1	180	0
(前年度件数)		(197)	(136)	(43)	(18)	(0)	(197)	(0)

(注1) 不開示Aは、文書不存在による全部不開示の件数。

不開示Bは、対象文書を保有していないこと(文書不存在)以外の事由による全部不開示及び存否応答拒否の件数。

(注2) 訂正請求 0 件 (一部訂正 0 件 ・ 不訂正 0 件 ・ 取下げ 0 件)

利用停止請求 0 件 (利用停止 0 件 ・ 利用不停止 0 件 ・ 取下げ 0 件)

(注3) 決定に対する審査請求 0 件

2 実施機関別内訳

(単位:件)

区分	処理状況	請求件数	開示可否の決定件数					取下げ
			開示	部分開示	不開示A	不開示B	計	
区長		172	113	36	23	0	172	0
政策経営部		2	1	0	1	0	2	0
総務部		12	0	12	0	0	12	0
地域振興部		0	0	0	0	0	0	0
区民部		34	9	5	20	0	34	0
福祉部		54	52	0	2	0	54	0
障害福祉部		7	7	0	0	0	7	0
生活支援部		47	42	5	0	0	47	0
健康部		3	1	2	0	0	3	0
こども未来部		8	1	7	0	0	8	0
環境清掃部		0	0	0	0	0	0	0
都市整備部		5	0	5	0	0	5	0
土木部		0	0	0	0	0	0	0
会計管理室		0	0	0	0	0	0	0
教育委員会		8	3	3	1	1	8	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0
区議会		0	0	0	0	0	0	0
合 計		180	116	39	24	1	180	0

3 個人情報の運用状況

(単位:件)

実施機関名	個人情報ファイル数	外部委託	目的外利用	外部提供
区長	295	1,848	113	6,293
政策経営部	2	105	3	2
総務部	26	80	4	16
地域振興部	32	23	33	32
区民部	42	27	24	5,596
福祉部	29	1,314	10	25
障害福祉部	12	64	23	13
生活支援部	31	62	4	432
健康部	62	80	8	125
こども未来部	33	40	1	23
環境清掃部	6	11	1	2
都市整備部	9	28	2	3
土木部	5	14	0	24
会計管理室	6	0	0	0
教育委員会	30	51	1	127
選挙管理委員会	4	2	0	5
監査委員	0	0	0	0
区議会	0	4	0	0
合 計	329	1,905	114	6,425

◎江東区告示第251号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和6年6月28日

江東区長 大久保 朋 果

[別紙省略]

◎江東区告示第254号

江東区豊洲特別出張所の公金収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条に基づき、下記のとおり私人に委託したので、地方自治法昭和22年法律第67号)第243条の2第2項の規定により告示する。

令和6年7月1日

江東区長 大久保 朋 果

記

- | | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 契約の相手方 | 東京都港区南青山三丁目1番30号PASONA SQUARE
株式会社パソナ
常務執行役員エキスパート・BPO事業本部
パブリック本部長 松永 早苗 |
| 2 | 委託期間 | 令和6年7月1日から令和7年3月31日まで |
| 3 | 委託の内容 | 江東区豊洲特別出張所の特別区民税、個人の都民税、軽自動車税、国民健康保険の保険料、後期高齢者医療の保険料及び介護保険の保険料の収納事務 |
| 4 | 指定公金事務取扱者指定日 | 令和6年7月1日 |
| 5 | 委託日 | 令和6年7月1日 |

◎江東区告示第 2 5 6 号

都市公園法（昭和 3 1 年 4 月 2 0 日法律第 7 9 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、公募設置等計画を認定したので、同条第 2 項の規定により下記のとおり告示する。

令和 6 年 7 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 公募設置等計画を認定した日
令和 6 年 7 月 1 日
- 2 認定の有効期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 2 7 年 3 月 3 1 日まで
- 3 公募対象公園施設の場所
江東区立若洲公園内指定場所



◎江東区告示第258号

介護保険法第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年7月2日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370807081
- 2 事業所の名称及び所在地
ケアプラン彩
東京都江東区亀戸5-36-2ライオンズ
マンション亀戸5丁目102号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
合同会社桜梅桃李
東京都稲城市若葉台1-33-2クレヴィ
ア若葉台パークナード1-501
代表社員 中山 茂
- 4 指定年月日
令和6年7月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

特別区道江 505号	江東区新木場一丁目5番地先から 江東区新木場一丁目4番地先まで
特別区道江 512号	江東区新木場一丁目15番地先から 江東区新木場一丁目5番地先まで

2 指定期日 令和6年7月1日

◎江東区告示第260号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和6年7月3日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第263号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和6年7月5日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 路線名及び指定区間

路線名	指定区間
-----	------

告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第 8 号

下記により、令和 6 年第 6 回江東区教育委員会
定例会を招集する。

令和 6 年 6 月 2 5 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和 6 年 6 月 2 8 日 (金)
午前 1 0 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 報告事項
 - (1) 令和 6 年第 2 回区議会定例会 (教育委員会
関係) について ほか

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 2 6 号

公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号) 第 1
4 4 条の 2 第 1 項の規定により、令和 6 年 7 月 7
日執行の東京都知事選挙におけるポスター掲示場
を、別紙の場所に設置する。

令和 6 年 6 月 1 4 日

江東区選挙管理委員会

令 和 6 年 7 月 7 日 執 行

東 京 都 知 事 選 挙

東 京 都 議 会 議 員 補 欠 選 挙

ポスター掲示場設置場所一覧表

江 東 区 選 挙 管 理 委 員 会

設置総数 447 箇所

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
1-1	新大橋1-5-3	新大橋永谷マンション・新一公園北側
1-2	新大橋3-8-7	森下駅第2自転車駐車場東側
1-3	新大橋3-1-15	区立八名川小学校北側
1-4	新大橋3-1-15	区立八名川小学校西側
1-5	森下1-3-17	深川神明宮北側
1-6	新大橋3-1-15	区立八名川小学校東側
1-7	森下1-3-17	深川神明宮西側石柵
1-8	常盤2-12-1	区立常盤二丁目児童遊園
2-1	森下3-5-16	区立森下三丁目第一児童遊園
2-2	森下2-5-16	区立森下公園北側
2-3	森下2-5-16	区立森下公園南側
2-4	森下4-16-2	区立森下四丁目児童遊園
2-5	森下3-13-9	区立高森公園
2-6	森下4-9-22	区立深川第一中学校東側
2-7	森下4-9-22	区立深川第一中学校西側
2-8	森下3-13-13	コープ森下東側
3-1	白河1-5-15	区立白河一丁目公園東側
3-2	清澄2-11-5	区立清澄二丁目公園南側
3-3	白河1-3-26	深川江戸資料館東側植込
3-4	清澄2-2	都立清澄公園北側植込み
3-5	清澄3-3	都立清澄庭園東側入口横堀
3-6	三好1-4-14	松林院コンクリート塀
3-7	清澄2-2	都立清澄公園南側植込み
3-8	清澄3-3	都立清澄庭園児童公園部分南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
4-1	森下5-1-7	都立墨田工業高等学校北側
4-2	森下5-6-1	区立森下五丁目児童遊園西側
4-3	白河3-18-17	区立白河三丁目水辺公園
4-4	白河4-9-17	区立元加賀幼稚園南側
4-5	白河4-3-19	区立元加賀小学校東側鉄柵
4-6	白河4-3-27	区立元加賀公園南東側
4-7	白河4-3-27	区立元加賀公園南側
4-8	三好4-1-1	東京都現代美術館北東側
5-1	平野4-6	都立木場公園「東京都現代美術館前」バス停前
5-2	平野2-8-5	銭高組平野住宅「フオンテヌ平野」前
5-3	平野3-6-13	区立深川第六中学校東側
5-4	平野2-4-25	浄心寺南側
5-5	平野3-3-9	木場公園平野三丁目ハイツ北側
5-6	平野2-2-42	東浴信用組合平野倉庫西側
5-7	平野3-3先	区立福富川公園広場
5-8	平野4-6-1	都立木場公園西側「木場公園」バス停前
6-1	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側東寄り
6-2	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側西寄り
6-3	毛利1-14-1	区立深川第七中学校西側
6-4	毛利2-2-2	区立毛利小学校体育館通用門横
6-5	毛利1-14-1	区立深川第七中学校東側
6-6	毛利2-13	都立猿江恩賜公園(毛利2丁目)南側
6-7	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側ティアラ江東寄り
6-8	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側住吉駅寄り

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
7-1	住吉1-19-20	区立住利公園南側
7-2	住吉1-12-2	区立東川小学校北側
7-3	住吉1-12-2	区立東川小学校西側
7-4	住吉1-8-13	区立住吉一丁目公園
7-5	猿江1-11-5	区立猿江一丁目公園北側
7-6	猿江2-16-18	都立墨東特別支援学校
7-7	猿江2-3-10	区立猿江二丁目公園北側
7-8	猿江1-5-3	エステート猿江北側鉄柵
8-1	扇橋1-20-1	区営扇橋一丁目アパート1号棟東側
8-2	扇橋1-20-9	区立扇橋一丁目児童遊園西側
8-3	石島18-5	区立扇橋小学校西側
8-4	石島18-23	区立扇橋公園南側
8-5	千石1-12-12	区立深川第四中学校東側
8-6	千石1-7-8	区立千石児童遊園
8-7	千石1-5-28	区立千石運動公園東側
8-8	千石1-5-7	東京都タクシーメーター深川検査場西側
9-1	扇橋3-20-11	区立扇橋三丁目公園南側
9-2	扇橋3-7-16	区立三島橋公園北側
9-3	千田16-5	区立江東公園西側
9-4	海辺1-3	区立川南海辺公園西側
9-5	千石2-9-12	区立川南小学校北側
9-6	千石2-7-4	区立千石公園西側
9-7	千石2-9-22	区立川南公園南側
9-8	千石3-2-11	都立大江戸高等学校南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
10 - 1	佐賀2-8-26	区立中の堀公園
10 - 2	深川1-11-18	区立亀堀公園北側(地区集会所前)
10 - 3	深川1-6-15	区立深川一丁目保育園東側
10 - 4	深川1-6-38	区立亀堀公園南側
10 - 5	佐賀1-15-5	区立佐賀町公園
10 - 6	冬木22-10	区立深川第二中学校西側
10 - 7	深川1-3-10	区立深川一丁目児童遊園
10 - 8	冬木22-10	区立深川第二中学校プール南側
10 - 9	冬木6-23	区立武田堀公園
11 - 1	永代1-7-8	区立永代公園
11 - 2	門前仲町1-20-1	区立油堀川公園
11 - 3	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校北側
11 - 4	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校東側
11 - 5	門前仲町1-1-1	区立臨海公園西側
11 - 6	門前仲町1-1-1	区立臨海公園南側
11 - 7	越中島1-3-4	区立越中島一丁目児童遊園
11 - 8	越中島1-3-23	越中島プール南側
12 - 1	富岡1-17-9	区立深川公園庭球場側
12 - 2	富岡1-18-7	区立数矢小学校裏門横
12 - 3	富岡1-14-10	区立深川公園南側
12 - 4	富岡1-16-10	区立深川公園富岡八幡宮側
12 - 5	富岡1-20	区立八幡堀遊歩道南側
12 - 6	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園北側
12 - 7	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園東側
12 - 8	牡丹3-14-9	牡丹町住宅駐車場南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
13 - 1	古石場1-11-11	古石場福祉会館南側
13 - 2	古石場1-12	区立古石場川親水公園
13 - 3	越中島2-16-13	区立調練橋公園北側
13 - 4	越中島2-2	東京海洋大学プール正面堀
13 - 5	越中島3-7-1	区立深川第三中学校西側
13 - 6	古石場2-14-4	区立古石場二丁目児童遊園
13 - 7	越中島3-6-38	区立越中島小学校正門横
13 - 8	越中島3-3-1	都立第三商業高等学校南側
14 - 1	木場4-1	都立木場公園西側
14 - 2	木場3-8	区立木場親水公園北側
14 - 3	木場3-6-9	区立木場三丁目公園
14 - 4	木場5-7	都立木場公園東側
14 - 5	木場5-7	都立木場公園南側
14 - 6	木場2-11-1	江東区道路事務所南側
14 - 7	木場1-2-2	区立平久小学校東側
14 - 8	木場6-4-18	区立平久公園
14 - 9	古石場3-1-4	区立古石場三丁目公園
15 - 1	東陽5-13	区立横十間親水公園
15 - 2	東陽5-29-39	区立東陽五丁目公園東側
15 - 3	東陽5-32-19	都立深川高等学校東側
15 - 4	東陽5-32-9	都立深川高等学校西側
15 - 5	東陽3-23-20	東京都交通局東陽操車所東側
15 - 6	東陽3-27-27	区立東陽公園南側
15 - 7	東陽3-8-11	区立沢海橋第二児童遊園
15 - 8	東陽3-22-1	都営東陽三丁目アパート1号棟北側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
16 - 1	東陽6-5	区立仙台堀川公園ベンチ東側植込み
16 - 2	東陽6-1-13	区立豊住公園北側
16 - 3	東陽6-1-13	区立豊住公園東側緑地
16 - 4	東陽4-11-45	都立江東特別支援学校北側
16 - 5	東陽4-11	江東区役所北側駐車場前植込み
16 - 6	東陽4-11	江東区役所西側緑地
16 - 7	東陽4-11-3	江東区文化センター南側植込み
16 - 8	東陽4-3-12	都営東陽四丁目アパート12号棟北側
17 - 1	東陽1-29	区立洲崎川緑道公園
17 - 2	東陽2-1-20	区立南陽小学校西側
17 - 3	東陽2-1-8	区立東陽中学校北側
17 - 4	東陽2-3-6	区立教育センター西側植込み
17 - 5	東陽2-1-8	区立東陽中学校西側
17 - 6	東陽2-3-6	東陽図書館南遊歩道
17 - 7	東陽1-39-8	区立東陽一丁目第二公園北側
17 - 8	東陽1-19	東陽一丁目子供の広場跡地北側
18 - 1	塩浜1-3-10	江東区塩浜保育園
18 - 2	塩浜1-4-4	区立浜園公園
18 - 3	塩浜1-5-3	都営塩浜一丁目アパート北側
18 - 4	塩浜1-5-1	都営塩浜一丁目アパート西側
18 - 5	塩浜1-5-5	区立塩浜一丁目公園
18 - 6	枝川1-8-5	区立朝風公園北側
18 - 7	枝川1-6-19	区立枝川一丁目公園東側
18 - 8	枝川1-5-1	都営枝川一丁目アパート南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
19 - 1	塩浜2-26-8	区立塩浜二丁目児童遊園東側
19 - 2	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(東寄)
19 - 3	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(西寄)
19 - 4	塩浜2-10-14	区立塩浜公園南側
19 - 5	塩浜2-27	東京地下鉄線 深川アルファ96東側
19 - 6	塩浜2-11-6	社会福祉事業団新幸荘南側
19 - 7	塩浜2-5-15	社会福祉事業団新塩崎荘北側入口横
19 - 8	塩浜2-6-3	区立塩崎保育園植込み
20 - 1	枝川3-5-3	区立枝川小学校北側
20 - 2	枝川3-11	区立曉橋公園西側
20 - 3	枝川3-5-3	区立枝川小学校西側
20 - 4	枝川3-5-3	区立枝川小学校東側
20 - 5	枝川3-3-5	区立枝川三丁目公園西側
20 - 6	枝川2-18	区立枝川橋第二児童遊園北側
20 - 7	潮見1-29	都営潮見一丁目アパート遊園北側
20 - 8	潮見1-29	江東区清掃事務所西側鉄柵
21 - 1	豊洲1-3-15	区立豊洲一丁目公園
21 - 2	豊洲1-2-27	豊洲ハイライズ南側コンクリート壁
21 - 3	豊洲3-6-1	区立豊洲北小学校正門脇植込み
21 - 4	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園南側
21 - 5	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園子どもの広場西側
21 - 6	豊洲3-4-8	ホームセンタースーパービバホーム豊洲店南側
22 - 1	豊洲4-5-30先	区立豊洲四丁目公園北部西側
22 - 2	豊洲4-3	区立豊洲四丁目第二公園
22 - 3	豊洲4-5	区立豊洲四丁目公園南部西側
22 - 4	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲四丁目団地1号棟スロープ脇
22 - 5	豊洲4-4-4	区立豊洲小学校南門横植込み
22 - 6	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校北側
22 - 7	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲4丁目団地2号棟南西側
22 - 8	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
23-1	東雲1-7	区立東雲緑道公園南部鉄柵
23-2	東雲1-8	都営東雲一丁目アパート4号棟児童遊園前
23-3	東雲2-4-17	区立東雲公園西側
23-4	東雲2-7-41	東京都交通局東雲庁舎植込み
23-5	東雲2-7-6	区立東雲二丁目公園
23-6	東雲2-4-11	区立東雲小学校北側
23-7	東雲2-4-11	区立東雲小学校西側
23-8	有明2-10	区立有明小・中学校北側
24-1	東雲1-9-46	グランチャ東雲南東側植込
24-2	東雲1-9	東雲キャナルコート21号棟北側
24-3	東雲1-9	ブリリアイスト東雲キャナルコート西側
24-4	東雲1-9	東雲キャナルコート19号棟南側
24-5	東雲1-9先	区立東雲水辺公園
24-6	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟北東側
24-7	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟東側
25-1	辰巳1-5-15	住宅供給公社辰巳しのめ住宅南側
25-2	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート46号棟南側
25-3	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート44号棟南側
25-4	辰巳1-1	辰巳橋東側鉄柵
25-5	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北側
25-6	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北東側
25-7	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校南東側
25-8	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校南側
26-1	辰巳2-5-1	住宅供給公社辰巳あけぼの住宅入口横
26-2	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート48号棟北側
26-3	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート61号棟南側
26-4	辰巳1-10	都営辰巳一丁目アパート64号棟北側
26-5	辰巳2-1	七号地港湾住宅駐車場フェンス
26-6	辰巳1-10-57	区立辰巳中学校東側鉄柵
26-7	辰巳1-11-1	区立辰巳小学校西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
27 - 1	亀戸3-36-20	区立亀島小学校記念公園
27 - 2	亀戸3-51-10	新和自動車線北側
27 - 3	亀戸3-57-22	香取神社東側
27 - 4	亀戸4-26-22	区立香取小学校南側
27 - 5	亀戸4-27-6	区立香取公園東側
27 - 6	亀戸3-6	亀戸天神社東側駐車場
27 - 7	亀戸4-43-8	区立亀戸四丁目公園けやきひろば北側
27 - 8	亀戸4-51-1	区立第二亀戸中学校西側
27 - 9	亀戸4-35-12	宝蓮寺南側
28 - 1	亀戸2-6-50	区営亀戸野球場北側
28 - 2	亀戸2-6-3	UR都市機構 亀戸二丁目団地3号棟東側
28 - 3	亀戸2-6	UR都市機構 亀戸二丁目団地1号棟東側
28 - 4	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校北側
28 - 5	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校西側
28 - 6	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所西側
28 - 7	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所南側
28 - 8	亀戸2-4-13	区立文泉公園南側
29 - 1	亀戸5-22-22	区立水神小学校西側
29 - 2	亀戸5-22-22	区立水神小学校東側
29 - 3	亀戸5-22-22	区立水神小学校南側
29 - 4	亀戸8-2	都立亀戸中央公園北側
29 - 5	亀戸8-2	都立亀戸中央公園スポーツセンター向側
29 - 6	亀戸8-2	都立亀戸中央公園西側
29 - 7	亀戸8-2	都立亀戸中央公園南西側
29 - 8	亀戸5-44-8	白石工業(株)北側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
30 - 1	亀戸1-9-5	区立亀戸西公園東側
30 - 2	亀戸1-22	区立亀戸公園西側
30 - 3	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校北側
30 - 4	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校西側
30 - 5	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校南側
30 - 6	亀戸1-24-6	区立亀戸第三保育園南側
30 - 7	亀戸1-15-10	区立竪川第一公園北側
31 - 1	亀戸6-62-5	亀戸駅東口自転車駐車場
31 - 2	亀戸6-30-1先	区立亀戸緑道公園北詰
31 - 3	亀戸6-20-8先	区立亀戸緑道公園中詰
31 - 4	亀戸6-18	区立亀戸南公園東側
31 - 5	亀戸6-36-1	区立第二亀戸小学校東側
31 - 6	亀戸6-47	区立亀戸平岩公園北側
31 - 7	亀戸6-7-9先	区立亀戸緑道公園南詰
31 - 8	亀戸6-33-10	区立竪川河川敷公園
32 - 1	亀戸9-33	区立亀戸九丁目緑道公園
32 - 2	亀戸9-22-4	区立浅間竪川小学校北側
32 - 3	亀戸9-37-23	区立亀戸運動公園南側
32 - 4	亀戸9-33	住宅供給公社亀戸九丁目住宅駐車場入口
32 - 5	亀戸9-19	区立亀戸九丁目公園
32 - 6	亀戸7-15-5	区立亀戸七丁目北公園南側
32 - 7	亀戸9-21-13	㈱野村工務店横
32 - 8	亀戸9-19-7	日商岩井亀戸マンション西側鉄柵
33 - 1	亀戸7-42	都営亀戸七丁目第三アパート7号棟北側
33 - 2	亀戸7-39-9	区立亀戸図書館前
33 - 3	亀戸7-8-13	区立亀戸東公園西側
33 - 4	亀戸7-57-12	都営亀戸七丁目アパート12号棟東側
33 - 5	亀戸7-56-3	都営亀戸七丁目アパート3号棟南側
33 - 6	亀戸7-65-12	中央学院大学中央高等学校東側
33 - 7	亀戸7-67-2	コーシャハイム亀戸七丁目西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
34 - 1	亀戸9-9	区立亀戸緑地公園北寄り
34 - 2	亀戸9-9	区立亀戸緑地公園南側
34 - 3	亀戸9-2-2	区立亀戸中学校正門横
34 - 4	亀戸9-15-1	区立亀戸浅間公園北側
34 - 5	亀戸9-15-1	区立亀戸浅間公園南側
34 - 6	亀戸9-13-1	東京城東病院東側植込み
34 - 7	亀戸9-13-1	東京城東病院南側植込み
35 - 1	大島2-27-19	区立大島防災公園南側
35 - 2	大島2-11-7	区立大島二丁目公園西側
35 - 3	大島2-41-4	区立第一大島小学校西側
35 - 4	大島2-1	都営地下鉄排気塔南側
35 - 5	大島2-41-4	区立第一大島小学校南側
35 - 6	大島1-34-8	区立大島一丁目公園北側
35 - 7	大島1-2-31	都立科学技術高等学校東側
35 - 8	大島1-2-31	都立科学技術高等学校西側
35 - 9	大島1-2-31	都立科学技術高等学校南側
36 - 1	大島3-22-1	都立城東高等学校北側
36 - 2	大島3-7先	区立大島緑道公園城東高校西側
36 - 3	大島3-26-1	大島三丁目団地1号棟南側
36 - 4	大島3-27-18	区立第二大島中学校北側
36 - 5	大島3-9先	区立大島緑道公園城東高校南西側
36 - 6	大島3-15-10付近	区立大島緑道公園内大島なかよし保育園前
36 - 7	大島3-14先	区立大島緑道公園城東郵便局西側
37 - 1	大島4-5-1	江東区総合区民センター北側植込
37 - 2	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地7号棟北側
37 - 3	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地2号棟北側
37 - 4	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地1号棟西側
37 - 5	大島4-18-5	区立大島南央小学校西側
37 - 6	大島4-18-5	区立大島南央小学校南側
37 - 7	大島4-1	住宅供給公社西大島住宅西側鉄柵
37 - 8	大島4-1-23	区立大島西中学校東側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
38 - 1	大島5-15-13	都営大島五丁目第2アパート13号棟北側
38 - 2	大島5-14-11	都営大島五丁目第2アパート11号棟西側
38 - 3	大島5-38-1	区立大島幼稚園東側
38 - 4	大島5-38-1	区立大島幼稚園西側
38 - 5	大島5-52	区立第二大島小学校(仮校舎)東側
38 - 6	大島5-24-4	都営大島五丁目第2アパート4号棟北側
38 - 7	大島5-27	区立大島五丁目公園南東側
38 - 8	大島5-27	区立大島五丁目公園南側
39 - 1	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟東側
39 - 2	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地7号棟西側
39 - 3	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟西側
39 - 4	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地5号棟東側
39 - 5	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地3号棟西側
39 - 6	大島6-7-8	区立第四大島小学校西側
39 - 7	大島6-7-8	区立第四大島小学校東側
39 - 8	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地2号棟南側
40 - 1	大島9-7-9	都営大島九丁目アパート9号棟南側
40 - 2	大島7-28-1	UR都市機構 大島七丁目団地東側
40 - 3	大島7-27-17	区立大島七丁目公園北側
40 - 4	大島9-5-3	区立第三大島小学校北側
40 - 5	大島7-16	区立こどもの広場北側
40 - 6	大島9-5-3	区立第三大島小学校南側
40 - 7	大島7-39-2	区立第三大島幼稚園東側
40 - 8	大島7-39-3	UR都市機構 東大島駅前ハイツ3号棟西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
41 - 1	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場北側
41 - 2	大島8-11-3	都営大島八丁目第2アパート3号棟北側
41 - 3	大島8-11-2	都営大島八丁目第2アパート2号棟西側
41 - 4	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場西側バス停前
41 - 5	大島8-11-5	都営大島八丁目第2アパート5号棟南側
41 - 6	大島8-40-13	区立第五大島小学校南側正門前
41 - 7	大島8-39-22	イトーピア東大島マンション東側鉄柵
41 - 8	大島8-12-22	区立大島中学校南側
42 - 1	北砂2-16先	区立北砂緑道公園西側
42 - 2	北砂1-3-25	区立北砂第二公園
42 - 3	北砂1-1	北一団地自治会集会所東側
42 - 4	北砂1-2-9	江東区スポーツ会館駐輪場前
42 - 5	北砂1-3-36	区立北砂小学校正門横
42 - 6	北砂1-1-4	区立北砂保育園東側コンクリート塀
42 - 7	北砂1-1-6	区立北砂一丁目公園南側
42 - 8	南砂1-5-30	ウィンザーハイム南砂北側
43 - 1	北砂2-9-14	区立北砂二丁目公園西側
43 - 2	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅東側
43 - 3	北砂4-13-23	区立砂町小学校西側
43 - 4	北砂2-1-37	志演尊空神社石垣
43 - 5	北砂4-13-23	区立砂町小学校正門横
43 - 6	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅南側
43 - 7	北砂4-20-24	区立砂町中央公園東側植込み
43 - 8	南砂5-6-1	区立境川公園西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
44-1	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂北側
44-2	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂南側植込み
44-3	北砂3-3-5	日本通運麹小名木川事業所北側
44-4	北砂3-3-5	日本通運麹小名木川事業所西側
44-5	北砂5-22-10	区立小名木川小学校正門横
44-6	北砂5-22-10	区立小名木川小学校南側
44-7	北砂5-1-2	区立北砂公園西側植込み
44-8	北砂5-1-7	江東区砂町文化センター南側植込み
45-1	北砂5-20-16	区立亀高小学校東側鉄柵
45-2	北砂5-20-16	区立亀高小学校正門横
45-3	北砂5-20-17	区立第四砂町中学校南側
45-4	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地7号棟西側植込み
45-5	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地2号棟東側植込み
45-6	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟北側植込み
45-7	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地5号棟東側植込み
45-8	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟東側植込み
46-1	北砂6-16-12	丸八児童遊園東側
46-2	北砂6-19	区立仙台堀川公園緑道南東側
46-3	北砂6-16-28	区立砂町中学校南側
46-4	北砂6-26-6	区立第六砂町小学校裏門横
46-5	北砂6-26-8	亀高公園園内
46-6	北砂6-26-8	区立亀高公園東側
46-7	北砂6-27-24	森工業(株)垣根
47-1	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート22号棟東側
47-2	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート13号棟南側
47-3	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート集会所東側
47-4	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート16号棟南側
47-5	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート1号棟南側
47-6	東砂2-6-5	都営東砂二丁目第3アパート5号棟西側
47-7	東砂2-12-14	区立東砂小学校東側
47-8	東砂2-12-14	区立東砂小学校西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
48 - 1	東砂1-2	区立東砂一丁目公園南西側
48 - 2	東砂1-2-1	都営東砂一丁目アパート1号棟西側
48 - 3	東砂3-16	区立東砂三丁目公園北側
48 - 4	東砂1-5-3	区立東砂第三保育園東側
48 - 5	東砂3-17-17	区立東砂三丁目第二公園南側
48 - 6	東砂3-19-5	区立東砂三丁目第2児童遊園北側
48 - 7	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門西側
48 - 8	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門東側
49 - 1	東砂4-20-20	区立城東公園北側駐輪場鉄柵
49 - 2	東砂4-20-20	区立城東公園西側植込み
49 - 3	東砂4-20-2	愛和病院南側鉄柵
49 - 4	北砂7-7-1	UR都市機構 北砂7丁目団地正面植込み
49 - 5	北砂7-2-30	区立北砂七丁目児童遊園南側植込み
49 - 6	東砂5-6-12	日本ウィング(株)平和工場北側塀
49 - 7	東砂5-10	東砂五丁目ハイツ4号棟前公園
49 - 8	北砂7-9	区立仙台堀川公園入口植込み
50 - 1	南砂1-3-18	区立南砂一丁目第二公園東側
50 - 2	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校東側鉄柵
50 - 3	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校南側
50 - 4	南砂1-16-8	東江運輸(株)駐車場南側
50 - 5	南砂1-1-6	区立南砂一丁目公園
50 - 6	南砂1-1先	区立仙台堀川公園
50 - 7	南砂2-13-18	区立第四砂町小学校北側
50 - 8	南砂2-24	区立南砂二丁目公園西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
51-1	南砂5-24先	区立仙台堀川公園内砂町魚釣場跡地北側フェンス
51-2	南砂5-24	都営南砂五丁目アパート9号棟東側植込み
51-3	南砂5-19-13	区立金森公園北側
51-4	南砂5-19	区立仙台堀川公園内広場
51-5	南砂4-4	区立南砂四丁目公園南東側柵
51-6	南砂6-5-7	区立南砂六丁目公園南側鉄柵
51-7	南砂4-3-21	区立南砂四丁目西公園
51-8	南砂6-7-52	区立江東図書館前
52-1	東砂7-17-30	区立第二砂町小学校東側
52-2	東砂7-18	区立仙台堀川公園砂町魚釣場跡地横鉄柵
52-3	東砂7-15-3	区立砂町公園南側植込み
52-4	東砂7-19-24	都立東高等学校正門横植込み
52-5	東砂7-13-10	都営東砂七丁目アパート10号棟北側
52-6	東砂7-13-9	都営東砂七丁目アパート9号棟南側鉄柵
52-7	東砂7-19	区立仙台堀川公園南東側塀(柵)
53-1	南砂2-3-20	区立南砂中学校北側
53-2	南砂2-3-20	区立南砂中学校西側
53-3	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅テニスコート金網
53-4	南砂2-3-21	区立南砂小学校体育館東側
53-5	南砂2-3-13	区立明治小学校(仮校舎)西側
53-6	南砂2-3-21	区立南砂小学校東側
53-7	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅7号棟南側植込み
53-8	南砂2-3-23	区立南砂二丁目南公園南側
53-9	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅1号棟南側植込み

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
54 - 1	南砂3-11	都営南砂三丁目アパート12号棟横集会所東側
54 - 2	南砂3-14	区立南砂三丁目公園内グラウンド東側植込み
54 - 3	南砂3-10-3	区立第三砂町中学校正門横
54 - 4	南砂3-14-21	区立南砂三丁目公園東側
54 - 5	南砂7-14-18	富賀岡八幡宮南側石垣
54 - 6	南砂3-2	都営南砂三丁目第三アパート西側鉄柵
54 - 7	新砂3-3-47	区立新砂のぞみ公園南側植込み
54 - 8	新砂3-3	都営新砂三丁目アパート駐車場植込み
55 - 1	東砂7-5-27	区立第五砂町幼稚園北側金網
55 - 2	東砂7-5-17	区立東砂七丁目児童遊園西側鉄柵
55 - 3	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校北側鉄柵
55 - 4	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校東側鉄柵
55 - 5	東砂8-24	区立東砂八丁目公園
55 - 6	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校南側鉄柵
55 - 7	東砂8-11-5	区立第五砂町小学校東側フェンス
55 - 8	新砂3-4-1	区立新砂めぐみ公園南側植込み
56 - 1	有明1-7-13	区立有明西学園東側
56 - 2	有明1-4-11	ブリリアマーレ有明南側植込み
56 - 3	有明1-7-13	区立有明西学園西側
56 - 4	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター北側
56 - 5	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター東側
57 - 1	豊洲2-1-9	豊洲4-2街区計画仮囲い(晴海通り側)
57 - 2	豊洲2-3	区立豊洲公園東側植込み
57 - 3	豊洲2-3	区立豊洲公園南側
57 - 4	豊洲5-3	都営豊洲五丁目アパート東側植込み
57 - 5	豊洲5-1-35	区立豊洲西小学校北東側
57 - 6	豊洲6-2-1	区立豊洲六丁目第二公園
57 - 7	豊洲6-2-35	区立豊洲六丁目公園

◎江東区選挙管理委員会告示第 27 号

東京都議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 56 年条例第 66 号）第 1 条第 1 項の規定により、令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都議会議員補欠選挙（江東区選挙区）におけるポスター掲示場を、別紙の場所に設置する。

令和 6 年 6 月 14 日

江東区選挙管理委員会

令 和 6 年 7 月 7 日 執 行
東 京 都 知 事 選 挙
東 京 都 議 会 議 員 補 欠 選 挙

ポスター掲示場設置場所一覧表

江 東 区 選 挙 管 理 委 員 会

設置総数 447 箇所

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
1-1	新大橋1-5-3	新大橋永谷マンション・新一公園北側
1-2	新大橋3-8-7	森下駅第2自転車駐車場東側
1-3	新大橋3-1-15	区立八名川小学校北側
1-4	新大橋3-1-15	区立八名川小学校西側
1-5	森下1-3-17	深川神明宮北側
1-6	新大橋3-1-15	区立八名川小学校東側
1-7	森下1-3-17	深川神明宮西側石柵
1-8	常盤2-12-1	区立常盤二丁目児童遊園
2-1	森下3-5-16	区立森下三丁目第一児童遊園
2-2	森下2-5-16	区立森下公園北側
2-3	森下2-5-16	区立森下公園南側
2-4	森下4-16-2	区立森下四丁目児童遊園
2-5	森下3-13-9	区立高森公園
2-6	森下4-9-22	区立深川第一中学校東側
2-7	森下4-9-22	区立深川第一中学校西側
2-8	森下3-13-13	コープ森下東側
3-1	白河1-5-15	区立白河一丁目公園東側
3-2	清澄2-11-5	区立清澄二丁目公園南側
3-3	白河1-3-26	深川江戸資料館東側植込
3-4	清澄2-2	都立清澄公園北側植込み
3-5	清澄3-3	都立清澄庭園東側入口横堀
3-6	三好1-4-14	松林院コンクリート塀
3-7	清澄2-2	都立清澄公園南側植込み
3-8	清澄3-3	都立清澄庭園児童公園部分南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
4-1	森下5-1-7	都立墨田工業高等学校北側
4-2	森下5-6-1	区立森下五丁目児童遊園西側
4-3	白河3-18-17	区立白河三丁目水辺公園
4-4	白河4-9-17	区立元加賀幼稚園南側
4-5	白河4-3-19	区立元加賀小学校東側鉄柵
4-6	白河4-3-27	区立元加賀公園南東側
4-7	白河4-3-27	区立元加賀公園南側
4-8	三好4-1-1	東京都現代美術館北東側
5-1	平野4-6	都立木場公園「東京都現代美術館前」バス停前
5-2	平野2-8-5	銭高組平野住宅「フォンテーヌ平野」前
5-3	平野3-6-13	区立深川第六中学校東側
5-4	平野2-4-25	浄心寺南側
5-5	平野3-3-9	木場公園平野三丁目ハイツ北側
5-6	平野2-2-42	東裕信用組合 平野倉庫西側
5-7	平野3-3先	区立福富川公園広場
5-8	平野4-6-1	都立木場公園西側「木場公園」バス停前
6-1	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側東寄り
6-2	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側西寄り
6-3	毛利1-14-1	区立深川第七中学校西側
6-4	毛利2-2-2	区立毛利小学校体育館通用門横
6-5	毛利1-14-1	区立深川第七中学校東側
6-6	毛利2-13	都立猿江恩賜公園(毛利2丁目)南側
6-7	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側ティアラ江東寄り
6-8	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側住吉駅寄り

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
7-1	住吉1-19-20	区立住利公園南側
7-2	住吉1-12-2	区立東川小学校北側
7-3	住吉1-12-2	区立東川小学校西側
7-4	住吉1-8-13	区立住吉一丁目公園
7-5	猿江1-11-5	区立猿江一丁目公園北側
7-6	猿江2-16-18	都立墨東特別支援学校
7-7	猿江2-3-10	区立猿江二丁目公園北側
7-8	猿江1-5-3	エステート猿江北側鉄柵
8-1	扇橋1-20-1	区営扇橋一丁目アパート1号棟東側
8-2	扇橋1-20-9	区立扇橋一丁目児童遊園西側
8-3	石島18-5	区立扇橋小学校西側
8-4	石島18-23	区立扇橋公園南側
8-5	千石1-12-12	区立深川第四中学校東側
8-6	千石1-7-8	区立千石児童遊園
8-7	千石1-5-28	区立千石運動公園東側
8-8	千石1-5-7	東京都タクシーメーター深川検査場西側
9-1	扇橋3-20-11	区立扇橋三丁目公園南側
9-2	扇橋3-7-16	区立三島橋公園北側
9-3	千田16-5	区立江東公園西側
9-4	海辺1-3	区立川南海辺公園西側
9-5	千石2-9-12	区立川南小学校北側
9-6	千石2-7-4	区立千石公園西側
9-7	千石2-9-22	区立川南公園南側
9-8	千石3-2-11	都立大江戸高等学校南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
10 - 1	佐賀2-8-26	区立中の堀公園
10 - 2	深川1-11-18	区立亀堀公園北側(地区集会所前)
10 - 3	深川1-6-15	区立深川一丁目保育園東側
10 - 4	深川1-6-38	区立亀堀公園南側
10 - 5	佐賀1-15-5	区立佐賀町公園
10 - 6	冬木22-10	区立深川第二中学校西側
10 - 7	深川1-3-10	区立深川一丁目児童遊園
10 - 8	冬木22-10	区立深川第二中学校プール南側
10 - 9	冬木6-23	区立武田堀公園
11 - 1	永代1-7-8	区立永代公園
11 - 2	門前仲町1-20-1	区立油堀川公園
11 - 3	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校北側
11 - 4	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校東側
11 - 5	門前仲町1-1-1	区立臨海公園西側
11 - 6	門前仲町1-1-1	区立臨海公園南側
11 - 7	越中島1-3-4	区立越中島一丁目児童遊園
11 - 8	越中島1-3-23	越中島プール南側
12 - 1	富岡1-17-9	区立深川公園庭球場側
12 - 2	富岡1-18-7	区立数矢小学校裏門横
12 - 3	富岡1-14-10	区立深川公園南側
12 - 4	富岡1-16-10	区立深川公園富岡八幡宮側
12 - 5	富岡1-20	区立八幡堀遊歩道南側
12 - 6	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園北側
12 - 7	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園東側
12 - 8	牡丹3-14-9	牡丹町住宅駐車場南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
13 - 1	古石場1-11-11	古石場福祉会館南側
13 - 2	古石場1-12	区立古石場川親水公園
13 - 3	越中島2-16-13	区立調練橋公園北側
13 - 4	越中島2-2	東京海洋大学プール正面塀
13 - 5	越中島3-7-1	区立深川第三中学校西側
13 - 6	古石場2-14-4	区立古石場二丁目児童遊園
13 - 7	越中島3-6-38	区立越中島小学校正門横
13 - 8	越中島3-3-1	都立第三商業高等学校南側
14 - 1	木場4-1	都立木場公園西側
14 - 2	木場3-8	区立木場親水公園北側
14 - 3	木場3-6-9	区立木場三丁目公園
14 - 4	木場5-7	都立木場公園東側
14 - 5	木場5-7	都立木場公園南側
14 - 6	木場2-11-1	江東区道路事務所南側
14 - 7	木場1-2-2	区立平久小学校東側
14 - 8	木場6-4-18	区立平久公園
14 - 9	古石場3-1-4	区立古石場三丁目公園
15 - 1	東陽5-13	区立横十間親水公園
15 - 2	東陽5-29-39	区立東陽五丁目公園東側
15 - 3	東陽5-32-19	都立深川高等学校東側
15 - 4	東陽5-32-9	都立深川高等学校西側
15 - 5	東陽3-23-20	東京都交通局東陽操車所東側
15 - 6	東陽3-27-27	区立東陽公園南側
15 - 7	東陽3-8-11	区立沢海橋第二児童遊園
15 - 8	東陽3-22-1	都営東陽三丁目アパート1号棟北側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
16 - 1	東陽6-5	区立仙台堀川公園ベンチ東側植込み
16 - 2	東陽6-1-13	区立豊住公園北側
16 - 3	東陽6-1-13	区立豊住公園東側緑地
16 - 4	東陽4-11-45	都立江東特別支援学校北側
16 - 5	東陽4-11	江東区役所北側駐車場前植込み
16 - 6	東陽4-11	江東区役所西側緑地
16 - 7	東陽4-11-3	江東区文化センター南側植込み
16 - 8	東陽4-3-12	都営東陽四丁目アパート12号棟北側
17 - 1	東陽1-29	区立洲崎川緑道公園
17 - 2	東陽2-1-20	区立南陽小学校西側
17 - 3	東陽2-1-8	区立東陽中学校北側
17 - 4	東陽2-3-6	区立教育センター西側植込み
17 - 5	東陽2-1-8	区立東陽中学校西側
17 - 6	東陽2-3-6	東陽図書館南遊歩道
17 - 7	東陽1-39-8	区立東陽一丁目第二公園北側
17 - 8	東陽1-19	東陽一丁目子供の広場跡地北側
18 - 1	塩浜1-3-10	江東区塩浜保育園
18 - 2	塩浜1-4-4	区立浜園公園
18 - 3	塩浜1-5-3	都営塩浜一丁目アパート北側
18 - 4	塩浜1-5-1	都営塩浜一丁目アパート西側
18 - 5	塩浜1-5-5	区立塩浜一丁目公園
18 - 6	枝川1-8-5	区立朝風公園北側
18 - 7	枝川1-6-19	区立枝川一丁目公園東側
18 - 8	枝川1-5-1	都営枝川一丁目アパート南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
19-1	塩浜2-26-8	区立塩浜二丁目児童遊園東側
19-2	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(東寄)
19-3	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(西寄)
19-4	塩浜2-10-14	区立塩浜公園南側
19-5	塩浜2-27	東京地下鉄線 深川アルファ96東側
19-6	塩浜2-11-6	社会福祉事業団新幸荘南側
19-7	塩浜2-5-15	社会福祉事業団新塩崎荘北側入口横
19-8	塩浜2-6-3	区立塩崎保育園植込み
20-1	枝川3-5-3	区立枝川小学校北側
20-2	枝川3-11	区立曉橋公園西側
20-3	枝川3-5-3	区立枝川小学校西側
20-4	枝川3-5-3	区立枝川小学校東側
20-5	枝川3-3-5	区立枝川三丁目公園西側
20-6	枝川2-18	区立枝川橋第二児童遊園北側
20-7	潮見1-29	都営潮見一丁目アパート遊園北側
20-8	潮見1-29	江東区清掃事務所西側鉄柵
21-1	豊洲1-3-15	区立豊洲一丁目公園
21-2	豊洲1-2-27	豊洲ハイライズ南側コンクリート壁
21-3	豊洲3-6-1	区立豊洲北小学校正門脇植込み
21-4	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園南側
21-5	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園子どもの広場西側
21-6	豊洲3-4-8	ホームセンタースーパービバホーム豊洲店南側
22-1	豊洲4-5-30先	区立豊洲四丁目公園北部西側
22-2	豊洲4-3	区立豊洲四丁目第二公園
22-3	豊洲4-5	区立豊洲四丁目公園南部西側
22-4	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲四丁目団地1号棟スロープ脇
22-5	豊洲4-4-4	区立豊洲小学校南門横植込み
22-6	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校北側
22-7	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲4丁目団地2号棟南西側
22-8	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
23 - 1	東雲1-7	区立東雲緑道公園南部鉄柵
23 - 2	東雲1-8	都営東雲一丁目アパート4号棟児童遊園前
23 - 3	東雲2-4-17	区立東雲公園西側
23 - 4	東雲2-7-41	東京都交通局東雲庁舎植込み
23 - 5	東雲2-7-6	区立東雲二丁目公園
23 - 6	東雲2-4-11	区立東雲小学校北側
23 - 7	東雲2-4-11	区立東雲小学校西側
23 - 8	有明2-10	区立有明小・中学校北側
24 - 1	東雲1-9-46	グランチャ東雲南東側植込
24 - 2	東雲1-9	東雲キャナルコート21号棟北側
24 - 3	東雲1-9	ブリリアイスト東雲キャナルコート西側
24 - 4	東雲1-9	東雲キャナルコート19号棟南側
24 - 5	東雲1-9先	区立東雲水辺公園
24 - 6	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟北東側
24 - 7	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟東側
25 - 1	辰巳1-5-15	住宅供給公社辰巳しのめ住宅南側
25 - 2	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート46号棟南側
25 - 3	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート44号棟南側
25 - 4	辰巳1-1	辰巳橋東側鉄柵
25 - 5	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北側
25 - 6	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北東側
25 - 7	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校南東側
25 - 8	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校南側
26 - 1	辰巳2-5-1	住宅供給公社辰巳あけぼの住宅入口横
26 - 2	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート48号棟北側
26 - 3	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート61号棟南側
26 - 4	辰巳1-10	都営辰巳一丁目アパート64号棟北側
26 - 5	辰巳2-1	七号地港湾住宅駐車場フェンス
26 - 6	辰巳1-10-57	区立辰巳中学校東側鉄柵
26 - 7	辰巳1-11-1	区立辰巳小学校西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
27-1	亀戸3-36-20	区立亀島小学校記念公園
27-2	亀戸3-51-10	新和自動車街北側
27-3	亀戸3-57-22	香取神社東側
27-4	亀戸4-26-22	区立香取小学校南側
27-5	亀戸4-27-6	区立香取公園東側
27-6	亀戸3-6	亀戸天神社東側駐車場
27-7	亀戸4-43-8	区立亀戸四丁目公園けやきひろば北側
27-8	亀戸4-51-1	区立第二亀戸中学校西側
27-9	亀戸4-35-12	宝蓮寺南側
28-1	亀戸2-6-50	区営亀戸野球場北側
28-2	亀戸2-6-3	UR都市機構 亀戸二丁目団地3号棟東側
28-3	亀戸2-6	UR都市機構 亀戸二丁目団地1号棟東側
28-4	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校北側
28-5	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校西側
28-6	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド株墨東制御所西側
28-7	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド株墨東制御所南側
28-8	亀戸2-4-13	区立文泉公園南側
29-1	亀戸5-22-22	区立水神小学校西側
29-2	亀戸5-22-22	区立水神小学校東側
29-3	亀戸5-22-22	区立水神小学校南側
29-4	亀戸8-2	都立亀戸中央公園北側
29-5	亀戸8-2	都立亀戸中央公園スポーツセンター向側
29-6	亀戸8-2	都立亀戸中央公園西側
29-7	亀戸8-2	都立亀戸中央公園南西側
29-8	亀戸5-44-8	白石工業(株)北側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
30 - 1	亀戸1-9-5	区立亀戸西公園東側
30 - 2	亀戸1-22	区立亀戸公園西側
30 - 3	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校北側
30 - 4	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校西側
30 - 5	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校南側
30 - 6	亀戸1-24-6	区立亀戸第三保育園南側
30 - 7	亀戸1-15-10	区立堅川第一公園北側
31 - 1	亀戸6-62-5	亀戸駅東口自転車駐車場
31 - 2	亀戸6-30-1先	区立亀戸緑道公園北詰
31 - 3	亀戸6-20-8先	区立亀戸緑道公園中詰
31 - 4	亀戸6-18	区立亀戸南公園東側
31 - 5	亀戸6-36-1	区立第二亀戸小学校東側
31 - 6	亀戸6-47	区立亀戸平岩公園北側
31 - 7	亀戸6-7-9先	区立亀戸緑道公園南詰
31 - 8	亀戸6-33-10	区立堅川河川敷公園
32 - 1	亀戸9-33	区立亀戸九丁目緑道公園
32 - 2	亀戸9-22-4	区立浅間堅川小学校北側
32 - 3	亀戸9-37-23	区立亀戸運動公園南側
32 - 4	亀戸9-33	住宅供給公社亀戸九丁目住宅駐車場入口
32 - 5	亀戸9-19	区立亀戸九丁目公園
32 - 6	亀戸7-15-5	区立亀戸七丁目北公園南側
32 - 7	亀戸9-21-13	株野村工務店横
32 - 8	亀戸9-19-7	日商岩井亀戸マンション西側鉄柵
33 - 1	亀戸7-42	都営亀戸七丁目第三アパート7号棟北側
33 - 2	亀戸7-39-9	区立亀戸図書館前
33 - 3	亀戸7-8-13	区立亀戸東公園西側
33 - 4	亀戸7-57-12	都営亀戸七丁目アパート12号棟東側
33 - 5	亀戸7-56-3	都営亀戸七丁目アパート3号棟南側
33 - 6	亀戸7-65-12	中央学院大学中央高等学校東側
33 - 7	亀戸7-67-2	コーシャハイム亀戸七丁目西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
34-1	亀戸9-9	区立亀戸緑地公園北寄り
34-2	亀戸9-9	区立亀戸緑地公園南側
34-3	亀戸9-2-2	区立亀戸中学校正門横
34-4	亀戸9-15-1	区立亀戸浅間公園北側
34-5	亀戸9-15-1	区立亀戸浅間公園南側
34-6	亀戸9-13-1	東京城東病院東側植込み
34-7	亀戸9-13-1	東京城東病院南側植込み
35-1	大島2-27-19	区立大島防災公園南側
35-2	大島2-11-7	区立大島二丁目公園西側
35-3	大島2-41-4	区立第一大島小学校西側
35-4	大島2-1	都営地下鉄排気塔南側
35-5	大島2-41-4	区立第一大島小学校南側
35-6	大島1-34-8	区立大島一丁目公園北側
35-7	大島1-2-31	都立科学技術高等学校東側
35-8	大島1-2-31	都立科学技術高等学校西側
35-9	大島1-2-31	都立科学技術高等学校南側
36-1	大島3-22-1	都立城東高等学校北側
36-2	大島3-7先	区立大島緑道公園城東高校西側
36-3	大島3-26-1	大島三丁目団地1号棟南側
36-4	大島3-27-18	区立第二大島中学校北側
36-5	大島3-9先	区立大島緑道公園城東高校南西側
36-6	大島3-15-10付近	区立大島緑道公園内大島なかよし保育園前
36-7	大島3-14先	区立大島緑道公園城東郵便局西側
37-1	大島4-5-1	江東区総合区民センター北側植込
37-2	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地7号棟北側
37-3	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地2号棟北側
37-4	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地1号棟西側
37-5	大島4-18-5	区立大島南央小学校西側
37-6	大島4-18-5	区立大島南央小学校南側
37-7	大島4-1	住宅供給公社西大島住宅西側鉄柵
37-8	大島4-1-23	区立大島西中学校東側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
38 - 1	大島5-15-13	都営大島五丁目第2アパート13号棟北側
38 - 2	大島5-14-11	都営大島五丁目第2アパート11号棟西側
38 - 3	大島5-38-1	区立大島幼稚園東側
38 - 4	大島5-38-1	区立大島幼稚園西側
38 - 5	大島5-52	区立第二大島小学校(仮校舎)東側
38 - 6	大島5-24-4	都営大島五丁目第2アパート4号棟北側
38 - 7	大島5-27	区立大島五丁目公園南東側
38 - 8	大島5-27	区立大島五丁目公園南側
39 - 1	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟東側
39 - 2	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地7号棟西側
39 - 3	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟西側
39 - 4	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地5号棟東側
39 - 5	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地3号棟西側
39 - 6	大島6-7-8	区立第四大島小学校西側
39 - 7	大島6-7-8	区立第四大島小学校東側
39 - 8	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地2号棟南側
40 - 1	大島9-7-9	都営大島九丁目アパート9号棟南側
40 - 2	大島7-28-1	UR都市機構 大島七丁目団地東側
40 - 3	大島7-27-17	区立大島七丁目公園北側
40 - 4	大島9-5-3	区立第三大島小学校北側
40 - 5	大島7-16	区立こどもの広場北側
40 - 6	大島9-5-3	区立第三大島小学校南側
40 - 7	大島7-39-2	区立第三大島幼稚園東側
40 - 8	大島7-39-3	UR都市機構 東大島駅前ハイツ3号棟西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
41-1	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場北側
41-2	大島8-11-3	都営大島八丁目第2アパート3号棟北側
41-3	大島8-11-2	都営大島八丁目第2アパート2号棟西側
41-4	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場西側バス停前
41-5	大島8-11-5	都営大島八丁目第2アパート5号棟南側
41-6	大島8-40-13	区立第五大島小学校南側正門前
41-7	大島8-39-22	イトーピア東大島マンション東側鉄柵
41-8	大島8-12-22	区立大島中学校南側
42-1	北砂2-16先	区立北砂緑道公園西側
42-2	北砂1-3-25	区立北砂第二公園
42-3	北砂1-1	北一団地自治会集会所東側
42-4	北砂1-2-9	江東区スポーツ会館駐輪場前
42-5	北砂1-3-36	区立北砂小学校正門横
42-6	北砂1-1-4	区立北砂保育園東側コンクリート塀
42-7	北砂1-1-6	区立北砂一丁目公園南側
42-8	南砂1-5-30	ウィンザーハイム南砂北側
43-1	北砂2-9-14	区立北砂二丁目公園西側
43-2	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅東側
43-3	北砂4-13-23	区立砂町小学校西側
43-4	北砂2-1-37	志演尊空神社石垣
43-5	北砂4-13-23	区立砂町小学校正門横
43-6	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅南側
43-7	北砂4-20-24	区立砂町中央公園東側植込み
43-8	南砂5-6-1	区立境川公園西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
44 - 1	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂北側
44 - 2	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂南側植込み
44 - 3	北砂3-3-5	日本通運㈱小名木川事業所北側
44 - 4	北砂3-3-5	日本通運㈱小名木川事業所西側
44 - 5	北砂5-22-10	区立小名木川小学校正門横
44 - 6	北砂5-22-10	区立小名木川小学校南側
44 - 7	北砂5-1-2	区立北砂公園西側植込み
44 - 8	北砂5-1-7	江東区砂町文化センター南側植込み
45 - 1	北砂5-20-16	区立亀高小学校東側鉄柵
45 - 2	北砂5-20-16	区立亀高小学校正門横
45 - 3	北砂5-20-17	区立第四砂町中学校南側
45 - 4	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地7号棟西側植込み
45 - 5	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地2号棟東側植込み
45 - 6	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟北側植込み
45 - 7	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地5号棟東側植込み
45 - 8	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟東側植込み
46 - 1	北砂6-16-12	丸八児童遊園東側
46 - 2	北砂6-19	区立仙台堀川公園緑道南東側
46 - 3	北砂6-16-28	区立砂町中学校南側
46 - 4	北砂6-26-6	区立第六砂町小学校裏門横
46 - 5	北砂6-26-8	亀高公園園内
46 - 6	北砂6-26-8	区立亀高公園東側
46 - 7	北砂6-27-24	森工業(株)垣根
47 - 1	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート22号棟東側
47 - 2	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート13号棟南側
47 - 3	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート集会所東側
47 - 4	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート16号棟南側
47 - 5	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート1号棟南側
47 - 6	東砂2-6-5	都営東砂二丁目第3アパート5号棟西側
47 - 7	東砂2-12-14	区立東砂小学校東側
47 - 8	東砂2-12-14	区立東砂小学校西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
48-1	東砂1-2	区立東砂一丁目公園南西側
48-2	東砂1-2-1	都営東砂一丁目アパート1号棟西側
48-3	東砂3-16	区立東砂三丁目公園北側
48-4	東砂1-5-3	区立東砂第三保育園東側
48-5	東砂3-17-17	区立東砂三丁目第二公園南側
48-6	東砂3-19-5	区立東砂三丁目第2児童遊園北側
48-7	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門西側
48-8	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門東側
49-1	東砂4-20-20	区立城東公園北側駐輪場鉄柵
49-2	東砂4-20-20	区立城東公園西側植込み
49-3	東砂4-20-2	愛和病院南側鉄柵
49-4	北砂7-7-1	UR都市機構 北砂7丁目団地正面植込み
49-5	北砂7-2-30	区立北砂七丁目児童遊園南側植込み
49-6	東砂5-6-12	日本ウィリング(株)平和工場北側塀
49-7	東砂5-10	東砂五丁目ハイツ4号棟前公園
49-8	北砂7-9	区立仙台堀川公園入口植込み
50-1	南砂1-3-18	区立南砂一丁目第二公園東側
50-2	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校東側鉄柵
50-3	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校南側
50-4	南砂1-16-8	東江運輸(株)駐車場南側
50-5	南砂1-1-6	区立南砂一丁目公園
50-6	南砂1-1先	区立仙台堀川公園
50-7	南砂2-13-18	区立第四砂町小学校北側
50-8	南砂2-24	区立南砂二丁目公園西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
51 - 1	南砂5-24先	区立仙台堀川公園内砂町魚釣場跡地北側フェンス
51 - 2	南砂5-24	都営南砂五丁目アパート9号棟東側植込み
51 - 3	南砂5-19-13	区立金森公園北側
51 - 4	南砂5-19	区立仙台堀川公園内広場
51 - 5	南砂4-4	区立南砂四丁目公園南東側柵
51 - 6	南砂6-5-7	区立南砂六丁目公園南側鉄柵
51 - 7	南砂4-3-21	区立南砂四丁目西公園
51 - 8	南砂6-7-52	区立江東図書館前
52 - 1	東砂7-17-30	区立第二砂町小学校東側
52 - 2	東砂7-18	区立仙台堀川公園砂町魚釣場跡地横鉄柵
52 - 3	東砂7-15-3	区立砂町公園南側植込み
52 - 4	東砂7-19-24	都立東高等学校正門横植込み
52 - 5	東砂7-13-10	都営東砂七丁目アパート10号棟北側
52 - 6	東砂7-13-9	都営東砂七丁目アパート9号棟南側鉄柵
52 - 7	東砂7-19	区立仙台堀川公園南東側塀(柵)
53 - 1	南砂2-3-20	区立南砂中学校北側
53 - 2	南砂2-3-20	区立南砂中学校西側
53 - 3	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅テニスコート金網
53 - 4	南砂2-3-21	区立南砂小学校体育館東側
53 - 5	南砂2-3-13	区立明治小学校(仮校舎)西側
53 - 6	南砂2-3-21	区立南砂小学校東側
53 - 7	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅7号棟南側植込み
53 - 8	南砂2-3-23	区立南砂二丁目南公園南側
53 - 9	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅1号棟南側植込み

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
54 - 1	南砂3-11	都営南砂三丁目アパート12号棟横集会所東側
54 - 2	南砂3-14	区立南砂三丁目公園内グラウンド東側植込み
54 - 3	南砂3-10-3	区立第三砂町中学校正門横
54 - 4	南砂3-14-21	区立南砂三丁目公園東側
54 - 5	南砂7-14-18	富賀岡八幡宮南側石垣
54 - 6	南砂3-2	都営南砂三丁目第三アパート西側鉄柵
54 - 7	新砂3-3-47	区立新砂のぞみ公園南側植込み
54 - 8	新砂3-3	都営新砂三丁目アパート駐車場植込み
55 - 1	東砂7-5-27	区立第五砂町幼稚園北側金網
55 - 2	東砂7-5-17	区立東砂七丁目児童遊園西側鉄柵
55 - 3	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校北側鉄柵
55 - 4	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校東側鉄柵
55 - 5	東砂8-24	区立東砂八丁目公園
55 - 6	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校南側鉄柵
55 - 7	東砂8-11-5	区立第五砂町小学校東側フェンス
55 - 8	新砂3-4-1	区立新砂めぐみ公園南側植込み
56 - 1	有明1-7-13	区立有明西学園東側
56 - 2	有明1-4-11	ブリリアマーレ有明南側植込み
56 - 3	有明1-7-13	区立有明西学園西側
56 - 4	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター北側
56 - 5	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター東側
57 - 1	豊洲2-1-9	豊洲4-2街区計画仮囲い(晴海通り側)
57 - 2	豊洲2-3	区立豊洲公園東側植込み
57 - 3	豊洲2-3	区立豊洲公園南側
57 - 4	豊洲5-3	都営豊洲五丁目アパート東側植込み
57 - 5	豊洲5-1-35	区立豊洲西小学校北東側
57 - 6	豊洲6-2-1	区立豊洲六丁目第二公園
57 - 7	豊洲6-2-35	区立豊洲六丁目公園

◎江東区選挙管理委員会告示第 28 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条第 4 号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり 2 名を抹消した。

令和 6 年 6 月 19 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 29 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 6 年 6 月 19 日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
8, 634
- 2 選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数
138, 618
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
71, 950

◎江東区選挙管理委員会告示第 30 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定により、令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都知事選挙における各投票区の投票所を別紙のとおり定める。

令和 6 年 6 月 20 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙〕

投票所一覧

令和6年7月7日執行 東京都知事選挙

投票区	投票所名	所在地
江東区第1投票区	八名川小学校	新大橋三丁目1番15号
江東区第2投票区	深川小学校	高橋14番10号
江東区第3投票区	中村中学校・高等学校	清澄二丁目6番15号
江東区第4投票区	元加賀小学校	白河四丁目3番19号
江東区第5投票区	深川第六中学校	平野三丁目6番13号
江東区第6投票区	毛利小学校	毛利二丁目2番2号
江東区第7投票区	東川小学校	住吉一丁目12番2号
江東区第8投票区	扇橋小学校	石島18番5号
江東区第9投票区	都立大江戸高等学校	千石三丁目2番11号
江東区第10投票区	深川第二中学校	冬木2番10号
江東区第11投票区	臨海小学校	門前仲町一丁目1番6号
江東区第12投票区	数矢小学校	富岡一丁目18番7号
江東区第13投票区	深川第三中学校	越中島三丁目7番1号
江東区第14投票区	平久小学校	木場一丁目2番2号
江東区第15投票区	東陽小学校	東陽三丁目27番12号
江東区第16投票区	江東区役所	東陽四丁目11番28号
江東区第17投票区	東陽中学校	東陽二丁目1番8号
江東区第18投票区	深川南部保健相談所	枝川一丁目8番15-102号
江東区第19投票区	深川第八中学校	塩浜二丁目21番14号
江東区第20投票区	枝川小学校	枝川三丁目5番3号
江東区第21投票区	豊洲北小学校	豊洲三丁目6番1号
江東区第22投票区	豊洲小学校	豊洲四丁目4番4号
江東区第23投票区	東雲小学校	東雲二丁目4番11号
江東区第24投票区	グランチャ東雲	東雲一丁目9番46号
江東区第25投票区	第二辰巳小学校	辰巳一丁目1番22号
江東区第26投票区	辰巳中学校	辰巳一丁目10番57号
江東区第27投票区	香取小学校	亀戸四丁目26番22号
江東区第28投票区	第一亀戸小学校	亀戸二丁目5番7号
江東区第29投票区	水神小学校	亀戸五丁目22番22号
江東区第30投票区	第三亀戸中学校	亀戸一丁目12番10号
江東区第31投票区	第二亀戸小学校	亀戸六丁目36番1号
江東区第32投票区	浅間堅川小学校	亀戸九丁目22番4号
江東区第33投票区	青少年交流プラザ	亀戸七丁目41番16号
江東区第34投票区	亀戸中学校	亀戸九丁目2番2号
江東区第35投票区	第一大島小学校	大島二丁目41番4号
江東区第36投票区	第二大島中学校	大島三丁目27番18号
江東区第37投票区	大島南央小学校	大島四丁目18番5号
江東区第38投票区	大島幼稚園	大島五丁目38番1号
江東区第39投票区	第四大島小学校	大島六丁目7番8号
江東区第40投票区	第三大島小学校	大島九丁目5番3号
江東区第41投票区	大島中学校	大島八丁目12番22号
江東区第42投票区	北砂小学校	北砂一丁目3番36号
江東区第43投票区	砂町小学校	北砂四丁目13番23号
江東区第44投票区	小名木川小学校	北砂五丁目22番10号
江東区第45投票区	亀高小学校	北砂五丁目20番16号
江東区第46投票区	第六砂町小学校	北砂六丁目26番6号
江東区第47投票区	東砂小学校	東砂二丁目12番14号
江東区第48投票区	第七砂町小学校	東砂三丁目21番5号
江東区第49投票区	東砂スポーツセンター	東砂四丁目24番1号
江東区第50投票区	第四砂町小学校	南砂二丁目13番18号
江東区第51投票区	第三砂町小学校	南砂六丁目3番13号
江東区第52投票区	第二砂町小学校	東砂七丁目17番30号
江東区第53投票区	南砂小学校	南砂二丁目3番21号
江東区第54投票区	第三砂町中学校	南砂三丁目10番3号
江東区第55投票区	第二砂町中学校	東砂八丁目10番9号
江東区第56投票区	有明西学園	有明一丁目7番13号
江東区第57投票区	豊洲シビックセンター	豊洲二丁目2番18号

◎江東区選挙管理委員会告示第 3 1 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項により準用される第 39 条（及び第 40 条第 1 項但書）の規定により、令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都知事選挙における期日前投票所を、次のとおり定める。

令和 6 年 6 月 20 日

江東区選挙管理委員会

期日前投票所の建物名称	所在地	当該期日前投票所を設ける期間及び時間
江東区役所	江東区東陽四丁目 1 1 番 28 号	令和 6 年 6 月 21 日から 7 月 6 日まで 午前 8 時 30 分から 午後 8 時まで
豊洲シビックセンター	江東区豊洲二丁目 2 番 18 号	
森下文化センター	江東区森下三丁目 1 2 番 17 号	令和 6 年 6 月 30 日から 7 月 6 日まで 午前 8 時 30 分から 午後 8 時まで
富岡区民館	江東区富岡一丁目 1 6 番 12 号	
小松橋区民館	江東区扇橋二丁目 1 番 5 号	
カメラアプラザ	江東区亀戸二丁目 1 9 番 1 号	
総合区民センター	江東区大島四丁目 5 番 1 号	
砂町区民館	江東区北砂四丁目 7 番 3 号	
南砂区民館	江東区南砂六丁目 8 番 3 号	

◎江東区選挙管理委員会告示第 3 2 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和 6 年 6 月 20 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 3 3 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、別紙

のとおり選任した。

令和 6 年 6 月 20 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 3 4 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 64 条の規定により、令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都知事選挙の開票の場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 20 日

江東区選挙管理委員会

- 1 開票場所 ホテルイースト 21 東京
江東区東陽六丁目 3 番 3 号
- 2 開票日時 令和 6 年 7 月 7 日
午後 8 時 50 分開始

◎江東区選挙管理委員会告示第 3 5 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 61 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 67 条第 1 項の規定により、令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和 6 年 6 月 20 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 3 6 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 62 条第 6 項の規定により、令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都知事選挙における江東区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 20 日

江東区選挙管理委員会

- 1 場所 江東区役所
江東区東陽四丁目 1 1 番 28 号
- 2 日時 令和 6 年 7 月 4 日
午後 5 時 30 分開始

◎江東区選挙管理委員会告示第 3 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81

条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和6年6月27日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
8, 654
- 2 選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数
138, 782
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数
72, 115

◎江東区選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条の規定により、令和6年7月7日執行の東京都議会議員補欠選挙(江東区選挙区)における各投票区の投票所を別紙のとおり定める。

令和6年6月28日

江東区選挙管理委員会

〔別紙〕

投 票 所 一 覧

令和 6 年 7 月 7 日 執行 東京都議会議員補欠選挙

投票区	投票所名	所在地
江東区第 1 投票区	八名川小学校	新大橋三丁目 1 番 15 号
江東区第 2 投票区	深川小学校	高橋 1 4 番 10 号
江東区第 3 投票区	中村中学校・高等学校	清澄二丁目 6 番 15 号
江東区第 4 投票区	元加賀小学校	白河四丁目 3 番 19 号
江東区第 5 投票区	深川第六中学校	平野三丁目 6 番 13 号
江東区第 6 投票区	毛利小学校	毛利二丁目 2 番 2 号
江東区第 7 投票区	東川小学校	住吉一丁目 12 番 2 号
江東区第 8 投票区	扇橋小学校	石島 18 番 5 号
江東区第 9 投票区	都立大江戸高等学校	千石三丁目 2 番 11 号
江東区第 10 投票区	深川第二中学校	冬木 22 番 10 号
江東区第 11 投票区	臨海小学校	門前仲町一丁目 1 番 6 号
江東区第 12 投票区	数矢小学校	富岡一丁目 18 番 7 号
江東区第 13 投票区	深川第三中学校	越中島三丁目 7 番 1 号
江東区第 14 投票区	平久小学校	木場一丁目 2 番 2 号
江東区第 15 投票区	東陽小学校	東陽三丁目 27 番 12 号
江東区第 16 投票区	江東区役所	東陽四丁目 11 番 28 号
江東区第 17 投票区	東陽中学校	東陽二丁目 1 番 8 号
江東区第 18 投票区	深川南部保健相談所	枝川一丁目 8 番 15-102 号
江東区第 19 投票区	深川第八中学校	塩浜二丁目 21 番 14 号
江東区第 20 投票区	枝川小学校	枝川三丁目 5 番 3 号
江東区第 21 投票区	豊洲北小学校	豊洲三丁目 6 番 1 号
江東区第 22 投票区	豊洲小学校	豊洲四丁目 4 番 4 号
江東区第 23 投票区	東雲小学校	東雲二丁目 4 番 11 号
江東区第 24 投票区	グランチャ東雲	東雲一丁目 9 番 46 号
江東区第 25 投票区	第二辰巳小学校	辰巳一丁目 1 番 22 号
江東区第 26 投票区	辰巳中学校	辰巳一丁目 10 番 57 号
江東区第 27 投票区	香取小学校	亀戸四丁目 26 番 22 号
江東区第 28 投票区	第一亀戸小学校	亀戸二丁目 5 番 7 号
江東区第 29 投票区	水神小学校	亀戸五丁目 22 番 22 号
江東区第 30 投票区	第三亀戸中学校	亀戸一丁目 12 番 10 号
江東区第 31 投票区	第二亀戸小学校	亀戸六丁目 36 番 1 号
江東区第 32 投票区	浅間堅川小学校	亀戸九丁目 22 番 4 号
江東区第 33 投票区	青少年交流プラザ	亀戸七丁目 41 番 16 号
江東区第 34 投票区	亀戸中学校	亀戸九丁目 2 番 2 号
江東区第 35 投票区	第一大島小学校	大島二丁目 41 番 4 号
江東区第 36 投票区	第二大島中学校	大島三丁目 27 番 18 号
江東区第 37 投票区	大島南央小学校	大島四丁目 18 番 5 号
江東区第 38 投票区	大島幼稚園	大島五丁目 38 番 1 号
江東区第 39 投票区	第四大島小学校	大島六丁目 7 番 8 号
江東区第 40 投票区	第三大島小学校	大島九丁目 5 番 3 号
江東区第 41 投票区	大島中学校	大島八丁目 12 番 22 号
江東区第 42 投票区	北砂小学校	北砂一丁目 3 番 36 号
江東区第 43 投票区	砂町小学校	北砂四丁目 13 番 23 号
江東区第 44 投票区	小名木川小学校	北砂五丁目 22 番 10 号
江東区第 45 投票区	亀高小学校	北砂五丁目 20 番 16 号
江東区第 46 投票区	第六砂町小学校	北砂六丁目 26 番 6 号
江東区第 47 投票区	東砂小学校	東砂二丁目 12 番 14 号
江東区第 48 投票区	第七砂町小学校	東砂三丁目 21 番 5 号
江東区第 49 投票区	東砂スポーツセンター	東砂四丁目 24 番 1 号
江東区第 50 投票区	第四砂町小学校	南砂二丁目 13 番 18 号
江東区第 51 投票区	第三砂町小学校	南砂六丁目 3 番 13 号
江東区第 52 投票区	第二砂町小学校	東砂七丁目 17 番 30 号
江東区第 53 投票区	南砂小学校	南砂二丁目 3 番 21 号
江東区第 54 投票区	第三砂町中学校	南砂三丁目 10 番 3 号
江東区第 55 投票区	第二砂町中学校	東砂八丁目 10 番 9 号
江東区第 56 投票区	有明西学園	有明一丁目 7 番 13 号
江東区第 57 投票区	豊洲シビックセンター	豊洲二丁目 2 番 18 号

◎江東区選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項により準用される第39条（及び第40条第1項但書）の規定により、令和6年7月7日執行の東京都議会議員補欠選挙（江東区選挙区）における期日前投票所を、次のとおり定める。

令和6年6月28日

江東区選挙管理委員会

期日前投票所の建物名称	所在地	当該期日前投票所を設ける期間及び時間
江東区役所	江東区東陽四丁目11番28号	令和6年6月29日から7月6日まで 午前8時30分から午後8時まで
豊洲シビックセンター	江東区豊洲二丁目2番18号	
森下文化センター	江東区森下三丁目12番17号	
富岡区民館	江東区富岡一丁目16番12号	
小松橋区民館	江東区扇橋二丁目1番5号	
カメラアプラザ	江東区亀戸二丁目19番1号	
総合区民センター	江東区大島四丁目5番1号	
砂町区民館	江東区北砂四丁目7番3号	
南砂区民館	江東区南砂六丁目8番3号	

◎江東区選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和6年7月7日執行の東京都議会議員補欠選挙（江東区選挙区）における投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和6年6月28日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和6年7月7日執行の東京都議会議員補欠選挙（江東区選挙区）における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和6年6月28日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第42号

令和6年6月20日付江東区選挙管理委員会告示第33号の一部を、別紙のように改める。

令和6年6月28日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第43号

令和6年6月20日付江東区選挙管理委員会告示第32号の一部を、別紙のように改める。

令和6年6月28日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第44号

令和6年6月20日付江東区選挙管理委員会告示第33号及び、令和6年6月28日付江東区選挙管理委員会告示第41号の一部を、別紙のように改める。

令和6年7月3日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

告 示 (選 挙 長)

**◎東京都議会議員補欠選挙（江東区選挙区）選挙
長告示第 1 号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 7
6 条において準用する同法第 62 条第 6 項の規定
により、令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都議会議員
補欠選挙（江東区選挙区）における選挙立会人の
くじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 28 日

東京都議会議員補欠選挙（江東区選挙区）
選挙長 小 西 典 子

- 1 場所 江東区役所
江東区東陽四丁目 11 番 28 号
- 2 日時 令和 6 年 7 月 4 日
午後 5 時 30 分開始

**◎東京都議会議員補欠選挙（江東区選挙区）選挙
長告示第 2 号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 8
6 条の 4 第 1 項（又は第 2 項）の規定により、令
和 6 年 7 月 7 日執行の東京都議会議員補欠選挙
（江東区選挙区）において、令和 6 年 6 月 28 日、
次のとおり候補者の届出があった。

令和 6 年 6 月 28 日

東京都議会議員補欠選挙（江東区選挙区）
選挙長 小 西 典 子

〔別紙〕

令和6年7月7日執行 東京都議会議員補欠選挙（江東区選挙区） 立候補者一覧

江東区選挙管理委員会

立候補者番号	選挙の区	候補者氏名	候補者氏名（かな）	本籍	住所	年齢	党派	職業	ホームページ等のアドレス
1	本人届出	高橋 浩	たかはし たくみ	東京都	東京都江東区亀戸三丁目6丁目番地104号	35	無所属	学生	http://takashi.takimi.com/
2	本人届出	山崎 一輝	やまざき いっけい	東京都	東京都江東区南砂二丁目3番15号	34	自由民主党	無職	http://ikk1-y.jp/
3	本人届出	三戸 文寿	さんどの ぶんしゅ	東京都	東京都江東区東園二丁目2番14～102号	33	無所属	個人事業主	https://anzenbu-apa.com/
4	本人届出	熊田 圭治	くまだ けいち	東京都	東京都江東区桂田一丁目1番10～111号	57	日本共産党	無職	http://www2.jp-cpr-tokyo.net/okunaki/

区 議 会

◎区議会議決事項（令和 6 年第 2 回定例会）

6 月 11 日から 6 月 27 日まで会期 17 日間にわたって開会した令和 6 年第 2 回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

議案第 44 号 令和 6 年度江東区一般会計補正予算（第 2 号）

（6 月 14 日原案可決）

議案第 45 号 包括外部監査契約の締結について

議案第 46 号 不動産の取得について

議案第 47 号 不動産の取得について

議案第 48 号 江東区生業資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について

議案第 49 号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について

議案第 50 号 緑橋架替工事（その 1）請負契約

議案第 51 号 横十間川水門橋改築工事請負契約

議案第 52 号 取水ポンプ所改築に伴う仙台堀川公園復旧工事請負契約

議案第 53 号 砂潮橋塗装工事請負契約

議案第 54 号 千石橋東側塗装工事請負契約

議案第 55 号 江東区旧夢の島いこいの家解体その他工事請負契約

議案第 56 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 57 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 58 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 59 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 60 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 61 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 62 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 63 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 64 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 65 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 66 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 67 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 68 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 69 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 70 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 71 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 72 号 契約の変更について

議案第 73 号 江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第 74 号 江東区区民体育館条例の一部を改正する条例

議案第 75 号 江東区特別区税条例の一部を改正する条例

議案第 76 号 江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 77 号 江東区立都市公園条例の一部を改正する条例

議案第 78 号 江東区区民農園条例の一部を改正する条例

議案第 79 号 江東区立公衆便所条例の一部を改正する条例

議案第 80 号 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

議案第 81 号 江東区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

（以上 6 月 27 日原案可決）

2 選任同意（区長提出）

議案第 82 号 江東区監査委員選任同意方について

やしきだ 綾香
（6 月 11 日同意）

3 報告（区長提出）

報告第 1 号 専決処分した事件の報告及び承認について（江東区特別区税条

例の一部を改正する条例)

(6 月 1 1 日承認)

報告第 2 号 令和 5 年度江東区繰越明許費繰
越計算書について

報告第 3 号 令和 5 年度江東区事故繰越し繰
越計算書について

(以上 6 月 1 1 日報告)

4 議案（議員提出）

議案第 4 号 江東区議会委員会条例の一部を
改正する条例

(6 月 1 1 日原案可決)

5 陳情

5 陳情第 1 3 号 国に対し、適格請求書等保
存方式（インボイス制度）
の延期・見直しを求める陳
情

(6 月 2 7 日不採択)

6 その他の議決事項等

令和 6 年度予算審査特別委員会の設置及び委
員の選任

(6 月 1 1 日設置及び選任)

令和 6 年度国内都市行政視察に関わる議員の
派遣について

(以上 6 月 2 7 日決定)

